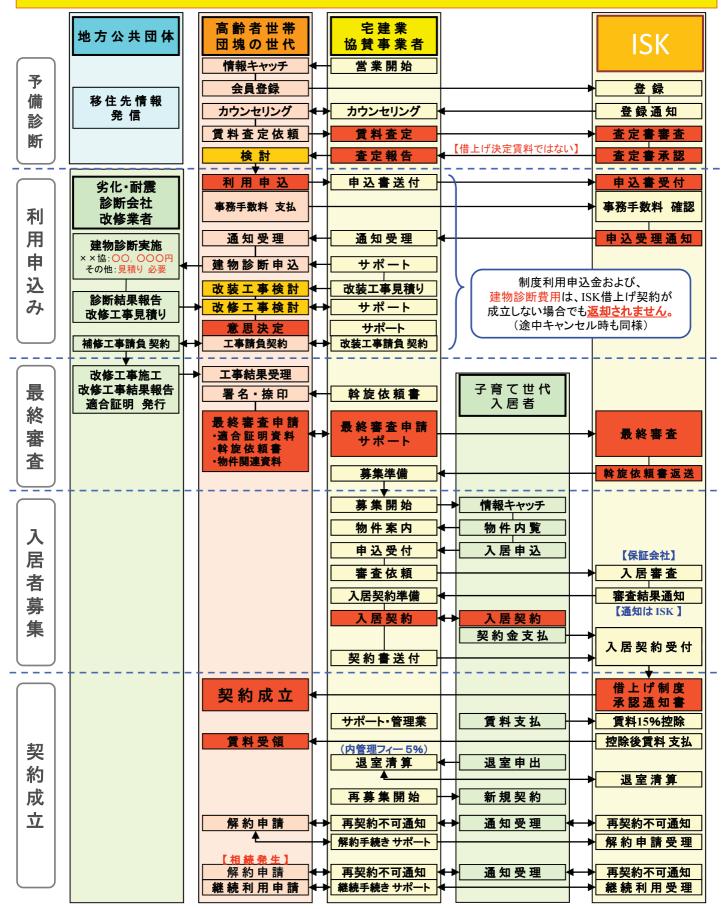
宅地建物業者向け研修ツール

- (1) 持家活用による住み替え支援事業のフローチャート
- (2)住宅借上げ制度情報会員登録カード
- (3)建築確認通知書の確認事項
- (4) 賃料査定書
- (5)住宅借上げ制度承認通知書(見本)
- (6)物件調査シート
- (7)取引事例パターン
- (8)金利モデルシート
- (9)外観画像シート
- (10)HLP 業務マニュアル

持家活用による住みかえ支援事業のフローチャート(宅建事業者)



ISK			回法人住み 借上げ制			登員会	録力-	-ド】		<一般社団 案件番号 登録日	法人(0	主み替えOC 0 0 0 年	0 0	> 月		日
			ちの情報会員 または													
	郵		〒000 東京都0 00ビル 一般社団	O区OO OF	町〇			または		FAX	/)3-X) S間違いのな				
※フリガナ								×	口而歴	口大正 口	昭和	口平成	年齢			
※お名前								生年月日		年	<u>月</u>	日生				才
	<u></u>							<mark>※</mark> 性別		男性	±	<u>र</u>	女性 ノション			
※ご住所			」 都道 府県			君	市区 郡町村							I		
── <mark>※</mark> 電話番号			_		—			職業		社員・契約 務員・団体			営業 業主婦	(夫)		
FAX番号			_		_			삓未	ロハロ役	ペート・アル。 と員	バイ		職 の他()	
携帯電話			_		_			配偶者	有「	り 無し	,	子供	子供 ()	人→(うち同月 ()	
Eメール アドレス					@							どちら ロパン	か選ん ⁻ 'コン	でくだ 口携		
● 物件(の所有	者 ※	□同.	上(記入不)	要)[」上記と	と異なる	(下記に記	.入) 🗌	上記と共	同所	有(下記に	記入)			
フリガナ								所有者の 生年月日	│□西暦				年齢			
所有者の お名前								上記登録者 との続柄	査 □親				ょうだい			1
● 物件(の所在	地 ※	□同	上(記入不)	要) [」上記と	と異なる			1又母)	
<mark>※</mark> 物件の 所在地			 都道 府県				市区 郡町村					र:	ノション	名		
● 物件(こつい	τ														
交通	鉄道な	:ど	線	最寄駅		馸	徒歩 れ	ታ		分	車		距 定 定	誰		ĸ
種類	<u> </u>	戸建	ロマンジ	レヨン	ロその	の他()	建築時期	日昭日		暦		年		月	윜
階建て	地上	()階建て	地	<u>۲</u> ()階级	建て	現況		こんでいる]	□空き家	口他	<u>Þ</u> (
土地			m		坪	建物			m		坪	駐車場				4
間取り 構造	(□木)K <u></u>	()DK	□2×	()LDK □鉄骨			SLDK /クリート		その他(]その他()
住宅		<u>に</u> メーカ・					<u>山</u>		以別コン			ローン	有り		無し	
メーカー	· = /		1						the las			残債		-		
●住みか			っている(年 月)	口住	みかえ済	み	●制		いて、どれ 誌 口本		でお知り な レビ ロラ		ノこわ コインター		
①住みか; 	て時期		っていない			みかえな みかえ済			ミメーカ- う公共団			口協賛事 を ロパン		⊃1べ □ ヱ		
②住みか?	え先		っていない		口住	みかえな	い			ゆ □ ユス 記入ください			209F	17	77世)
 ③住みかえ 			の戸建を購 の戸建を購			貸に入居 齢者住宅		<hl< td=""><td>P/HLF</td><td>ゝパーソナル</td><td>,記1</td><td>、欄></td><td>ціп</td><td>番号(</td><td>6 ታ ዾ ነ</td><td></td></hl<>	P/HLF	ゝ パーソナル	,記1	、欄>	ціп	番号(6 ታ ዾ ነ	
建物のこ	二希望	ロマン	ションを購入		口他)		HLP氏名				HLP		J (7 (1) (1	
④当機構	への		ぐ相談したい					住所								
ご希望		山戸後	のための情	*収かはしい	`			TEL								

①個人情報の利用目的

一般社団法人住み替え〇〇にご提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、 以下のような目的で利用いたします。

- (1)「住宅借上げ制度」事業等、一般社団法人住み替え〇〇のサービスご提供のため
- (2) 一般社団法人住み替え〇〇の事業に関してご請求いただいた各種資料を発送するため
- (3) アンケート調査により、一般社団法人住み替え〇〇の各種サービスに反映させるため
- (4) 一般社団法人住み替え〇〇の事業・サービスのご案内、サポート情報をご提供するため

②個人情報の提供について

お客様の個人情報を、お客様ご自身の同意なしに一般社団法人住み替え〇〇が認めた協賛社員・協賛 事業者、および業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を 求められた場合、又は裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合には、お客様ご自身の同意 なく個人情報を開示・提供することがあります。

③個人情報の開示及び訂正等について

お客様がご自身の個人情報について確認されたい場合には、第三者へのお客様の個人情報の漏洩を 防止するため、お客様ご自身であることが一般社団法人住み替え〇〇にて確認できた場合に限り、一般 社団法人住み替え〇〇で保管させていただいておりますお客様の個人情報を、合理的な期間及び範囲 で書面にてお客様にお知らせいたします。

お客様の個人情報に誤りがあったり変更があった場合には、第三者へのお客様の個人情報の漏洩を防止 するため、お客様ご自身であることが一般社団法人住み替え〇〇にて確認できた場合に限り、不正確な 情報または古い情報を、合理的な期間及び範囲で修正又は削除させていただきます。

なお、登録を削除するとご提供できない商品・サービスが発生する場合があります。

④個人情報の管理について

ー般社団法人住み替え〇〇はお客様の個人情報を管理する際は、管理責任者を置き、適切な管理を行います。個人情報に係るデータベース等へのアクセスについては、アクセス権を有する者を限定し、社内において不正な利用がなされないように厳重に管理します。また、外部からの不正アクセス又は紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、お客様の個人情報の保護に努めます。

⑤外部委託について

一般社団法人住み替え〇〇は個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。委託を行う場合には、 個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、機密保持に関する 契約を結んだ上で、お客様の個人情報の漏洩等なきよう必要な事項を取り決めるとともに、必要かつ適切な 管理を行います。

⑥お問い合わせ窓口

一般社団法人 住みかえ〇〇
 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇ビル〇F
 電話 XX-XXXX-XXXX (平日〇時~〇時) FAX XX-XXXX-XXXX

下記、建築確認通知書の確認年月日の日付を確認してください。

I

Ē	IJ		廷	と 築	確	認	通	知	書	(建築物)				
※ 確											築物の敷地、 を確認しまし				F
認通知書		築 番 号 忍年月日 🛛 🕻	第昭和	56 年	号		31 日	建築	主事				印		
	111注 亩	8年月日 、	비가 디빅	50 平	5	Я									
1	建築	主住所氏名										電話()		
		者資格 f 氏 名	()級建業	築士() <i>룿</i>	登録第			둰	17		
		士事務所名	(築士事務	骄所() 登	禄第	電話(
3		者資格 ī 氏 名	()級建業	築士() 줄	登録第			Ę	<u>1</u> 7		
		士事務所名	(築士事務	骄所()登	禄第	電話(
4	-	監理者資格 ī 氏 名	()級建業	築士() 줄	登録第			뒺	<u>1</u> 7		
		士事務所名	(築士事務))登	禄第	電話()		
5		施工者 f 氏 名	建設業	者許可	第		号					電話()		
6 敷	イ	地名地番													
が地の位		用 途 地 域								_	その他の区域、				
置	ハ	防火地域	防火、準	■防火、指	定なし						地域、地区、街口	×			
7	主要	夏用途								8	工事種別			、移転、用途 大規模の模	
			ŧ	□請 部 分		I	申請以外	の部分			合 計	12	敷地	面積との比	
<u> </u>		も面積													
-		轻面積 * 素 建													
		[、] 面 積 着エ予定日	(昭和	ŧΠ) 年	(月		3)		事完了予定日	昭和	年	月	 日
-		但工卫正口 他必要事項	中白1	ч	4	Л	F	-	14		ヂ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	비가	+	л	
15															

賃料査定書

利用者		お名	前										f	È₽	歽	Ŧ		-								
		物件	名													築	年月	西西	暦		年		月築	建築	後後	年
		所在	E 仓	Ŧ	-																					
		構	造		-					E	耵	り								駐車	場			台		円
物供		階	数	地上			階	地下			階		(皆部ら	f)	改	修年	F	西周	-		年	月	改修,		
物件概要		建物		1階			m	2階			m	3階			m 1	の他			m	合				m		坪
퓿		土地				m			坪		私道				-	n			坪	合				m		坪
	M		有面積)			m		4.4	垀	K	ルコニ	-		1	r		i		-		上地持	分)			. 1	1.0
	交通		寄駅					線		7/= 1.	2.44			駅	徒	-			分	距離		. 1	m /	(ス・車		分
	~	菆 奇	バス停						Λ.	ス停か	り従	莎		分		恃かり	ら距離	ŧ		m	備者	5				
1	. 予	備	診断日	<u>寺の</u>	査定	額													査	定日	西暦	_	年		月	日
	J	ī隣	賃料	斗相	場	(6	等	物件	の瓦	龙約貨	料)	金						P] j	方	É				
	1	E定	月客	頂賃	料	(年	間	を通し	ノた	査定	賃料	4)	金						P] ~		È				円
	Ĵ	5定	支持	ム月	額	賃	料	(予5	主受	を取り	賃料	4)	金						P] ~		È				円
	+算	〔式〕	予定了	支払月	額賃	料=	=査	定月	額	賃料-	-機	構所	定控	除額	(1	5%))									
*	予	定支	払月額	賃料(の下限	[額((円)が、	空家	でも	保証	Eさ∤	いる「」	最低	保詞	正賃料	1 』の-	予定	額となり	します	•	
*	記	載され	れた賃料	料額は	現在	のす	词場	相場	にす	らける	参考	皆金額	領であ	り、フ	入居	者決	定時	寺の瓦	苋約	賃料	を確約	りする	らものて	はあ	りませ	h.
										查知	定丿	月額	頁	料0	の算	复出	¦根	拠								
1	空家	保証	している	点、②	定期借	家乡	2約1	で貸し	出す	「点、 🤅	③主(こ子育	て世代	に向け	に貨	し出	す点の	つ他に	、査	定月額	領賃料	の算出	出根拠を	下記	こ記入。	
	添(寸書類	д C	ם ו	査定月 算出4					ם כ	外	観画修	象シート	•			に 築確 確認			−式 面)	※左]	この添	付書類を	ISK^‡	是出して	下さい。
2	鴔	物	診断・	改修	を後の		57	この目		•						. 、			査	定日	西暦		年		月	
			募集				LA				P	9 1	から募	ŧ隹	開	始				※『最	氏保証	賃料	』の予定		1.1	
			月額			金					_	-	· 金		- 14 13	- 140		P							円 円	
			- 3 H-C3							杏	-		額賃		Dê	ĩ.4.	根料			之刻(二	亦甫≁	ふ ナこし、>	場合は言			
													177 J 2		CACA.						54.92.73	-0. V ·		077-1	~	

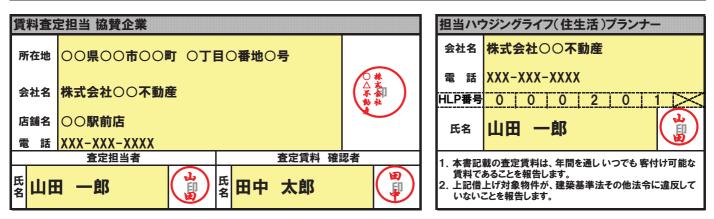
賃料查知	定担当 協賛企業							担当ハワ	カジン・	グライス	7(住	生活)プラン	ノナー	-
所在地								会社名							
会社名							印	電話		·					~~~
								HLP番号				.			\sim
店舗名								氏名							印
電話															
	査定担当者			査定賃料	福調	認者		1 太書記	載の香う	を信料は		を诵し	いつで	ち 安付	け可能な
氏名		印	氏名				印	賃料で 2. 上記借	あること 上げ対象	を報告し	ます。 、建築				

一般社団法人 信	iみ替え (〇〇使用欄									
又供家的土	受付日	年	月	日		2来 永远三个 以后, 二十 水石 公约	受付日	年	月	日	
予備診断時 賃料査定書	備考				FD	建物診断·改修後 賃料査定書	備考				FD

記入例(1)

賃料査定書

利田		+				スミス	力工	ססי	ל			-	住	70		Ŧ	102	-	X)	XX	東京	京都	0		00) 町		
用者		6	名前			住替	* :	太良	ß				1±	所	r	0	丁目	0	番均	b O	号	00) र	ンシ	ョン	00	0]室
		物(件名					主権	替様	邸						築	年月	西	暦	199	10 f	ŧ	3	月築	建	築後	17	年
		所	在 地	〒 2	71 -	XXX	X C	0	<mark>県</mark> C	00	市〇		Ŋ	O	町目)番坩	2 0	号									
	_	構	造		在来	_				間取	9				.DK	(+	S			駐車	場		1		台		() 円
物件		階	数	地上	2	-	地下		0	階		-	(階音	_	_		修年		西周		005	年			改修		浴室	
概要			加積	1階	78.60	m			6.80	m		-	.00	_	n 70	-			mi	_	計 =	_	135.		m	40.9	-	坪
	-		と回積 (有面積)	205			2.10	坪坪		私道ルコ			5.62	2	m m	-	1.70		坪	_	計上地打		210.	92	m	63.8	0	坪
	-		寄駅		JROC	ที่	線			0			馬	R	徒步	L	15		分	us(. 距离	-	120		m /	バス・ヨ		5	分
		Ĝ—	寄バス停		00		1936	_	ス 停か	-	-	1		_	-		ら距離	-	80	m	備			· · ·		-	<u> </u>	12
4				ι±σ	木白豆	*					-			-				: 	*			_					45	
			診断		III = I										10		00			日	西暦		2007	1 年		月	15	日
			續			同等	物件(の成	約賃	[料))		_				,00	-	Ρ.			後						
		省江	2月	須賃	料(年間	を通し	た	査定貨	賃料)	E	Ē		8	5,	,00	0	P.	_		£		9)0,0	000)	円
		予5	主 支	公月	額倡	制	(予5	È受	取り	賃料)		Ē		7	2,	,25	0	P,	^	•	金		7	'6 ,	500)	円
[]	H	 算式]	予定	支払月	額賃料	=査	E定月	額貨	€料-	-機	構所に	定控	除割	頁(1	59	6)												
	_		払月額				-	2,2			-		-				る『最									-		
*		記載さ	れた賃	料額は	現在の	市場	相場	にお											約貨	【料を	確約	うする	56 (のでし	はあり	ません	b 0	
									査	定	月割	頁價	*	D,)算		根	処										
1) 걒	空家保証	Eしている	点、②5	定期借家	契約	で貸し	出す	点、 ③	主に	子育で	て世代	に向け	ナに1	貸しと	出す	点の他	に、 3	査定	月額	賃料の)算出	根拠	しを下	記に言	3入。		
駅	か	ら多少に	距離はある	るが最寄	駅周辺に	はスー	・パー・ラ	=パー	ト・安う	売り店	があり	し、物作	キから	徒	步2分	の場	豪所にコ	ンビ	= ŧå	らり生活	舌上の	便利	は良い	N. O	○線は	首都圈	の放	射
電	車	巨の中で	は人気が	低く、 〇	O エクス	プレス	の開業	で賃	料相場	昜は下	「がって	ている	。たた	ぎし、	物件	はそ	の中で	も比	較的	高めの	の賃料	が見	込め	3 00) 駅が 1	最寄り	Rであ	50、
0	С) 線 OC	駅からも	徒歩15	5分である	5. 1	E定月額	頂賃制	料は21	階洋	室(8	は)な(501	2 1	皆洋国	室(6	6帖)の	壁紙	を貼	替え、	トイレ	交換	を想え	記賃	料查知	えを致し	まし	た。
	22	添付書	類		査定月 算出根					外	観画(象シー	-ト			 通 (「築確」 確認)	認資 育証	老丁	−式 面)	※左	記の	忝付	書類を	:ISK^	提出して	ርጉሪ	su.
2)	建物	診断	·改修	修後の	査況	主額											ſ	査	日	西曆			年		月		日
			募集		金					P	9 1	から	募	集	開如	台			}	※『最	低保言	正賃制	料』の	予定	額は「	記の通	しりて	す。
		査定	月額	賃料	金	:				P	9 ~	~ 4	È					P]							円		
									1	<u>کر</u>	月	額貨	即制	D,)算	出	根拠	<u>ل</u> (査定	額に	変更/	がなし	、場合	は記	入不	要)		



一般社団法人住	み替え C)〇 使用欄									
又供灸此吐	受付日	年	月	日		2书 4 5 5 4 5 - 3 5 4 5 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4	受付日	年	月	日	
予備診断時 賃料査定書	備考				印	建物診断·改修後 賃料査定書	備考				ĘŊ

記入例(2)

査定担当者

山田 一郎

氏名

賃料査定書

利用	お	名前			スミ	カエ	9D'	ל		住	所	Ŧ	102 -	X)	XX	東京	【 都 C		00) # J	
者					住	替	太良	ß				0	丁目C	番		号(007	マンシ	リン	000)号3
	物	件名				1	主權	替様邸				築	年月西	暦	1990) 年	3	月築	建築	後 1	7 年
	所	在 地	〒 <mark>27</mark>	71 -	XX	XX C	0	県〇() 市 ()番地()号							
	構	造		在牙	K 木	造		間耳	図り	4	4LD	(+	S		駐車:	場		1	台		0円
物件概	階		地上	2		耆 地下		0		(階部	『分 〕	改	修年	西周	-	005			改修点	!	室
概要		物面積	1階	78.6	. +	n 2階			n/ 3階	0.00	m ₹			m	合	•	135		m [*]	40.96	
×		地面積	205	.30		62.10	坪	私	-	5.62		-	1.70	坪	合	-	!).92	m	63.80	垀
		占有面積) 長寄駅		JRO	m	線	坪	バルコ	1 <u> </u>		n R 徒:	<u>ا</u>	15		LS(土 距離		200		にす	5	分
	<u> </u>	² 可 派 :寄バス停			0	称水		ス停から			パ 14E : 子 バス(分 80	m	備考		m /	·^·₽	5	77
			-									777 -		00		WH 7	!				
1	予備	診断	時の	査定	額									査	記	西暦	200	7 年	10	月 1	5日
	近	隣賃制	马相	場	(同	等物件	の凤	比約賃料	¥)	金	10	0,	000	P	Ì	打餐					
	查》	定月額	領賃	料	(年	間を通し	した	査定賃	料)	金	8	5,	000	F			È	9	0,0	00	円
	予	定支持	公月	額	賃制	料 (予)	定受	を取り賃	料)	金	7	2,	250	P,	~			7	6,5	500	円
(1	+算式] 予定]	支払月	額賃	料=	査定月	額	賃料一	幾構所	定控除	額(15	%)									
*	予定す	支払月額	賃料0	の下限	額(¥ 7	2,2	50 F	9) が、	空家で	も保証	され	る『最個	〔保 訂	E賃料	い のう	予定額	になり	ます。	b	
*	記載さ	された賃	料額は	現在	の市	場相場	にま	らける参	考金額	頁であり、	入居	者決	定時の	成約	賃料	を確約	りする	ものて	はあ	りません	b .
								査定	月貂	[賃料	の算	出	根 拠	ļ							
1	空家保	証している	点、②5	定期借	家契	約で貸し	出す	点、③主	とに子育	て世代向	けに貸	し出す	す点の他は	こ、査	定月割	賃料	の算出	根拠を	下記に	記入。	
駅	から多少	シ距離はある	が最寄	駅周辺(こはス	ーパー・テ	ゴパー	ト・安売り	店があり	、物件から	徒歩25	うの場	所にコンヒ	(=€8	らり生活	上の個	「利は良	U . O	〇線は	首都圏の	放射
電	車の中で	では人気が	Ĕ,< , ⊖(O エク ス	スプレン	スの開業	で賃	料相場は	下がって	いる。たた	し、物件	はそ	の中でもと	比較的	高めの	賃料カ	「見込め	3 00	駅が最	寄り駅て	:あり、
00)線0	○駅からも	徒歩15	分であ	る。	査定月額	頁 賃料	斗は2階洋	室(8帖)ならびに	2階洋	Z (6)	帖)の壁紙	を貼替	乾、ト	化交	奥を想知	記し賃料	査定な	を致しまし	<i>、</i> た。
	添付書	對	• 3	査定月 算出				9	卜観画僞	シート		建 (築確認j 確認済i	資料- E・図	−式 面)	※左訴	己の添付	書類を	ISKへ損	出して	「さい。
2	建物	物診断	改修	【後(の杏	宁貊								査	定日	西暦	200	8 年	1	月 1	<mark>0</mark> 日
		こ募集					8.0	000	円カ	ら募	集開	始		<u> </u>		氏保証	賃料』			記の通	
		E月額								· 金			000 F	Π			¥ 6 8	3,00	0 1	Ħ	
													根拠	-	宮倉しころ	変更か					
予	備診断	時、2階洋	室(84	よ)なら	ぴに2	階洋室	(6帆														5
査	定月額	賃料を80	000円	から85	5.000	円に変	更致	しました。	また1	皆リビング	のエア	コンガ	動作不良	しのた	め撤去	となり	ました				
賃	料査知	定担当 協	發行	業									担当	ハウ	ジンク	ブライ	フ(住)	生活)	プラン	ノナー	
所	i在地	OO県(市 ОС	iool			○霍	きまし しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう]				会社	名	朱式名	会社(DO 不	動産			
숮	社名	株式会社	± 00	不動	産						林大金社		電 HLP				-XXX) 0	-		1 1	
		00 駅									社	ノ			4					+	2
			(X-XX	vv									氏律	5	山田		- 띠)				

査定賃料 確認者
 1. 本書記載の査定賃料は、年間を通しいつでも客付け可能な
 賃料であることを報告します。
 2. 上記借上げ対象物件が、建築基準法その他法令に違反して
 いないことを報告します。

一般社団法人住	み替え C)〇 使用	欄								
予備診断時	受付日	2008	₹ 1	月	17 日	建物診断·改修後	受付日	年	月	日	
了	備考					建初診断・以修復 賃料査定書	備考				ĘŊ

住宅借上げ制度承認通知書

住替 太郎 様

案件番号	1234567890
物件番号	1234567890
承認番号	0000012345

住宅借上げ制度申込を下記要領にて承認いたします。

対象物件所在地	東京都〇〇区〇〇町 〇-〇-〇
対象物件名称	000戸建

■借上げ条件

借上げ契約の形式	終身借上げ契約
借上 <mark>げ開始日</mark> (賃料保証開始日)	西暦 2008 年 7 月 1 日
約款第7条にもとづき転借人が 自ら取り替え・小規模改修を行 って良い部位	・畳、 <mark>建</mark> 具 ・壁紙、天井壁紙 ・流し台、システムキッチン ・その他、制度利用者と一般社団法人住み替え〇〇間にて別 途書面で合意したもの
その <mark>他特記事</mark> 項	無し
查定賃料	月額 80,000 円 ~ 月額 85,000 円
決定賃料	月額 88,000 円

■お支払賃料条件

一般社団法人住み替え〇〇支払	月額		74,800	с H
賃料			替え〇〇支払賃 団法人住み替え	料= 〇〇所定控除額(1
最低 <mark>保</mark> 証賃料	月額		68,000	円 C
(空家でも保証される賃料)	※最低的 向や本的	R証賃料は- 建物の状況	-般社団法人住 Rを勘案して決	み替え〇〇が市場の動 定しております。
賃料振込日	毎	月 10日	(銀行休業日	の場合は前営業日)
備考	7月10	日に7月分貨	[料74,800円	をお振り込み致します

承認日: 2008 年 7 月 1 日

東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇ビル〇階 一般社団法人 住み替え〇〇

代表理事 ○ ○ ○ ○

物件調査シート(戸建用)

登録 邸名 住みかえ 太郎 様 邸

現地調査日	2008	年	1月	15日
修理の確認日	2008	年	<mark>2</mark> 月	14 日
事前確認者	(担当者)		00 一良	ß

1.付帯物件等の確認

1.1	」市1	<u>物件等の確認</u>													
場所	階数	設備・箇所	対 要		設備 なし	撤去	張替 汐	浄 塗		応内) (修理		調整	その他対応	対応 済	備考
\square	$\widehat{1}$	床 ホール 仕 たたき		レレ	\leq	\square									> 11 mb
		壁 内 装天 井 内 装	V	レ	<	\leq	V	_	_					済	クロス貼替
玄	階	照屋外灯		レレ					_						
関		^明 屋内灯①	ν						ν					済	カバー破損
		Image: Image		レ	レ				_					<u> </u>	
ホ 		× 闽 ド ノ 鍵	V		\sim	\geq		_	V					済	
ル		下本体		ν											
た		縦箱建具・取手玄関インターホン	V	レ		\leq			_			レ		済	蝶番の調整
たたき含む)		玄関チャイム			レ	\geq			_						
き 含		窓(1カ所)		$\boldsymbol{\mathcal{V}}$		\square									
む		クレセント 網 戸	V	レ		\leftarrow	V		_					済	破れあり
		雨戸・面格子	-	レ		\geq	-							1/1	HX4 0 0 9 9
		カーテンレール			ν										
								_	_		-				
\vdash		床仕上げ		$\boldsymbol{\nu}$											
	1	壁内装		レ	\angle				_						
) 階	天井内装 照器具①		レレ		\leq		_							
	ГĦ	明器 器 具 器 具 ③		レ											
廊		具器具③	,		V				_			,		200	世史の細教
/		収納 窓(2カ所)	V	レ		\vdash		-	_					済	蝶番の調整
下		クレセント	ν	-					V					済	一部欠損
		網 戸		レ		\leq		_	_						
		雨戸・面格子 カーテンレール		レレ					-						
		洗面台			ν										
		床仕上げ	ν				$\boldsymbol{\nu}$							済	CF張替
		壁内装	V		\leq	\leq								済	クロス洗浄
) 階	天井内装 照器具①	レレ			$\overline{\nu}$		L	·					済 済	黄ばみ 引掛シーリング
	ГĦ	明器具②	V						V					済	欠損のため棚下灯交換
		具器具③			V				_						
		勝手 ロ ド ア	V	レ		\vdash		L				レ		溶	扉の塗装・開閉の調整
		吊戸棚		ν								-			
		収 納		レ					_						
		床 下 収 納 換 気 扇	V	レ		\sim			_					溶	油汚れがひどい
		コンセント		ν		\geq									
台		エ ア コ ン 湯沸かし器			レレ			_	_						
		6 売 か し 益 電 気 温 水 器			レレ										
		給 湯リモコン		V											
所		システムK システムKコンロ				$ \vdash$		_	_		レ		コーキング処理	済	要動作確認
		流し台			レ			+			~			10F	「小学生」「大大大
		置き型コンロ			ν										an fil 16-referen
		オーフ`ンレンシ` 食器洗い機	レレ					-	_		レレ			済 済	要動作確認 要動作確認
		净 水 器	~		レ				-				<u> </u>	1091	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
		テ゛ィスホ゜ーサ゛ー			V										
		窓(1カ所) クレセント		レレ		\vdash		_	_						
		網戸		レレ			_				L				
		雨戸・面格子		V		\square									
		カーテンレール						-	_						
													2		-

物件調査シート(マンション用)

マンション名

00マンション

号室

701

現地調査日		年	月	日
修理の確認日		年	月	日
事前確認者	(担当者)	0	〇 一郎	

1.付帯物件等の確認

MR MR<				対	応	設備					対	応内額	卒			対応	lite to
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	場所	階数	設備・箇所	要	不要	なし	撤去	張替	洗浄	塗装	交換	修理	点検	調整	その他対応		偏 考
B 内 度 内 度 D D D D 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1<			床 ホール														
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $		7	11 たたき		ν												
A A A A A A 第 第 第 7.4	居		壁 内 装	\sim		\nearrow		$ \nu $								済	クロス貼替
点 前 回入口口 レ 二 レ 二 次 % % % % % % % % % % % % <td>宝</td> <td>階</td> <td>天 井 内 装</td> <td></td> <td>ν</td> <td>\square</td> <td>\square</td> <td></td>	宝	階	天 井 内 装		ν	\square	\square										
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	主		照屋外灯		ν												
H H H H H H H H H H H V I V I I I H H H H V I V I H I H H I H <td>玄</td> <td></td> <td>男 座F1月 ①</td> <td>ν</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ν</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>済</td> <td>カバー破損</td>	玄		男 座F1月 ①	ν							ν					済	カバー破損
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $						V											
$ \pi + \frac{1}{4} +$	関				\mathcal{V}	\leq	$\langle \rangle$									·	/s# -t+ 4/2
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $				V		\leq										済	挺父 換
$ \begin{array}{c} \lambda \\ \lambda $	ホー		↓ <u> 本</u> 1 本 駄 建 日 - 助 手	1.										1.		274	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	N		箱 歴具・取于 カリインターホン		1.		$ \rightarrow $									<i>i</i> ff	珠笛の調査
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $						17	$ \rightarrow $										
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	た				12	~											
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	た																
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	きょ			V	-			V								溶	破れあり
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	百				V												
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$\widehat{\Omega}$					V											
r r <td></td> <td></td> <td>. ,</td> <td></td>			. ,														
r r <td></td>																	
r r <td></td> <td></td> <td>床仕上げ</td> <td></td> <td>\sim</td> <td></td>			床仕上げ		\sim												
$r = h = \frac{1}{2}$ $r $			壁 内 装		ν	\square											
R R <td></td> <td></td> <td>天 井 内 装</td> <td></td> <td>ν</td> <td></td>			天 井 内 装		ν												
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $		階	照器具①		\sim												
宝 見器見③ レ レ レ レ 不 課意(1 かの) レ レ 万 日本 レ 万 課意の 二 レ 万 日本 日本 <td>居</td> <td></td> <td>5 器 具 ②</td> <td></td> <td>\sim</td> <td></td>	居		5 器 具 ②		\sim												
室 取 か レ 済 操業の調整 席 アレセントレ レ レ 方 方 一 一 用ア・面格子 レ レ レ 「 一 一 一 水 面 レ レ 「 一 一 一 水 面 レ レ 「 「 一 1 水 面 レ □ □ □ □ □ 水 面 □ □ □ □ □ □ 水 面 □ □ ○ □ □ □ ボ 面 □ □ ○ □ □ □ ボ 面 □			具器具③			ν											
\bar{n} $\bar{\rho}$ $\bar{\nu}$ $\bar{\nu}$ \bar{n}	室		収 納	ν										$\overline{\nu}$		済	蝶番の調整
\mathbb{P}			窓(カ所)		\sim												
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	廊			ν							ν					済	一部欠損
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	T				ν		\square										
$ \vec{h} = \vec{h} =$	r						\sim										
f f <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ν</td> <td></td>					ν												
7 $\frac{16}{8}$ $\frac{1}{8}$ $\frac{1}{10}$			洗面台			ν											
7 $\frac{16}{8}$ $\frac{1}{8}$ $\frac{1}{10}$																	
7 $\frac{16}{8}$ $\frac{1}{8}$ $\frac{1}{10}$																	an 15 th
$rac{1}{8}$ $rac{1}{8}$ $ ac{1}{8}$ $ ac{1}{1}$			床仕上げ	ν		\leq		ν									CF張替
B B B Q ν κ $\beta B \psi - y \psi \phi$ B B Q ν κ β $\chi I_0 c \delta M II F y \psi \phi$ B B Q ν ν κ β $\chi I_0 c \delta M II F y \psi \phi$ A I ν ν ν κ μ μ A I ν ν ν κ π μ B P M ν ν ν κ π R R ν ν κ κ π π R R ν κ κ κ κ π R N ν κ κ κ κ π R ν κ κ κ κ κ κ R ν κ κ κ κ κ κ <t< td=""><td></td><td></td><td>壁 内 装</td><td>V</td><td></td><td>\leq</td><td></td><td></td><td>ν</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>済</td><td>クロス洗浄</td></t<>			壁 内 装	V		\leq			ν							済	クロス洗浄
			大开内装			\leq	\langle			V							
B B B C A C A C A C A C A C A C A C A C A C A C A C A C A C A C <thc< th=""> <thc< th=""> <thc< th=""> <thc< th=""></thc<></thc<></thc<></thc<>		階	照 恭 具 ①														り掛ンーリンク を提ったら棚工匠大協
B F V V V K B B B V K B B V V K B D K B V V V K B D K V V V K K K K K K V V V V K <td></td> <td></td> <td>_哭 奋 兵 ④</td> <td>V</td> <td></td> <td>,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>済</td> <td>久損のにの棚下灯 交換 </td>			_哭 奋 兵 ④	V		,										済	久損のにの棚下灯 交換
A L レ レ 済 扉の塗装・開閉の調整 用 戸 個 日 <			具 奋 兵 ③		1.	V											
R \overline{P} \overline{W} \overline{V} <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.</td> <td></td> <td>27</td> <td>豆の涂壮・問問の調敷</td>				1.						1.				1.		27	豆の涂壮・問問の調敷
中 中 レ レ レ レ ボ 二					17											<i>i</i> ff	扉の聖表・用剤の調整
床 下 収 納 レ レ 次 済 油汚れがひどい コンセント レ レ 済 油汚れがひどい コンセント レ レ 「 「 第 カンセント レ 「 「 第 カンセ 「 「 「 第 カンセ 「 「 「 第 レ 「 「 「 第 レ 「 「 「 ※ ステムK レ 「 」 ジステムK レ 「 」 」 第 リー 「 レ 「 」 第 レ 「 」 」 」 第 レ 」 」 」 」 第 要動作確認 」 」 <td></td>																	
換気扇レ レ レ 済 油汚れがひどい コンセントレレレ レ ロ ゴンセント ロ ボアコンレレレ レ ロ ロ ロ 湯沸かし器 レ ロ ロ ロ ロ 電気温水器 レ ロ ロ ロ ロ 給湯リモコン レ ロ ロ ロ ロ システムK レ ロ ロ ロ ロ システムK300 レ ロ ロ ロ ロ ジステムK300 レ ロ ロ ロ ロ ガボし告 レ ロ ロ ロ ロ ガボし告 レ ロ ロ ロ ロ ガボした レ ロ ロ ロ ロ 「流れ汚れの レ ロ ロ ロ ロ 「なり、 ロ ロ ロ ロ ロ 「流し ロ ロ ロ ロ ロ 「流れの ロ ロ ロ ロ ロ 「なり、 ロ ロ ロ																	
				1z	~				L.							这	油汚れがひどい
台 エアコン レ 」 」 」 」 湯沸かし器 レ 」 」 」 」 」 電気温水器 レ 」 」 」 」 」 前湯かし器 レ 」 」 」 」 」 前湯りもコン レ 」 」 」 」 」 システムK レ 」 」 」 」 」 ジステムK レ 」 」 」 」 」 ジステムK レ 」 」 」 」 」 ジステムK レ 」 」 」 」 」 「ジステムK レ 」 」 」 」 」 「ごたちん レ 」 」 」 」 」 」 「ごたちん レ 」 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>\sim</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>124</td> <td></td>						\sim			-							124	
合 湯沸かし器 レ □ □ □ 電気温水器 レ □ □ □ □ 給湯リモコソ レ □ □ □ □ システムK レ □ □ □ □ ジステムK レ □ □ □ □ ジステムK レ □ □ □ □ ブネムKコンロ レ □ □ □ □ 置き型コンロ レ □ □ □ □ オーア・ソレジ* レ □ □ □ □ 食器洗い機 レ □ □ □ □ デ (フxi - + - □ □ □ □ □ ア (フxi - + - □ □ □ □ □ ア (フxi - + - □ □ □ □ □ ア (フxi - + - □ □ □ □ □ ア (フxi - + - □ □ □ □ □ □ ア (フxi - + - □ □ □					-	$\overline{\nu}$											
雨 レ レ ロ <thロ< th=""> <thロ< th=""> <thロ< th=""></thロ<></thロ<></thロ<>	台																
所 給湯リモコン レ ロ <thロ< th=""> ロ ロ <thロ< <="" td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td> </td></thロ<></thロ<>																	
所 システムK レ 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 済 要動作確認 流 し レ レ レ 万 要動作確認 二					V												
システム K コンロ レ ア 済 要動作確認 流 し レ 1 1 流 し レ 1 1 置き型コンロ レ レ 方 要動作確認 オーフ・シレシジ レ レ 方 要動作確認 食器洗い機 レ レ 方 要動作確認 浄 水 器 レ 方 ディスボーサー レ 1 1 1 次(カ所) レ 1 1 1 網 戸 1 1 1 1 雨戸・面格子 レ 1 1 1 1	THE			V											コーキング処理		
流し台 レ 回 回 回 回 置き型コンロ レ レ 済 要動作確認 $t-7, 5, 5, 5, 5$ レ レ 済 要動作確認 食器洗い機 レ レ 済 要動作確認 浄水器 レ レ 済 要動作確認 ディスポーサ・ レ ロ ロ ロ 窓(カ所) レ ロ ロ ロ 網 戸 ロ ロ ロ ロ 雨戸・面格子 レ ロ ロ ロ ロ	ולת												ν			済	要動作確認
置き型コンロ レ ロ ロ ゴ バ 済 要動作確認 オーフ・ソレシシ・レ レ レ 済 要動作確認 レ 済 要動作確認 食器洗い機 レ レ レ 済 要動作確認 ロ ロ 浄 水 器 レ ロ ロ ロ ロ ロ ディスボーサ・ レ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ 窓(カ所) レ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ 網 戸 レ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ 雨戸・面格子 レ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ			流し台			V										~ 1	
オーフ・ソレソシ・レ レ 済 要動作確認 食器洗い機レ レ 済 要動作確認 浄水器 レ 万 万 ディスボ・サ・- レ 0 0 窓(カ所) レ 0 0 卵戸・面格子 レ 0 0			置き型コンロ														
食器洗い機 レ 済 要動作確認 浄 水 器 レ 済 要動作確認 疗 (1,x* - +* - レ ロ ロ ロ 窓(カ所) レ ロ ロ 別 レ ロ ロ ロ 調 戸 レ ロ ロ 雨戸・面格子 レ ロ ロ ロ			オーフ゛ンレンシ゛										ν			済	要動作確認
浄水器 レ □ □ ディスボーザー レ □ □ 窓(ヵ所) レ □ □ クレセント レ □ □ 網 戸 □ □ 雨戸・面格子 レ □ □				ν									ν				
窓(カ所) レ I I クレセント レ I I 網 戸 L I 雨戸・面格子 レ I I						ν											
クレセント レ ー ー 網 戸 レ ー ー 雨戸・面格子 レ ー ー ー						ν											
網 レ Image: Constraint of the second secon			窓(カ所)		\sim												
雨戸・面格子 レート I I I I I I I I I I I I I I I I I I I					ν												
					ν												
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $					ν		\square										
			カーテンレール			ν											
									_								

住宅借上げ制度 取引事例その①

物件名 00 00邸	OO線OO駅徒歩13分				
物件所在地 〇〇県〇〇市	交通 〇〇駅より〇〇線利用40分				
種別 戸建	土地面積 170.96㎡(51.71坪)				
構造 軽量鉄骨造2階建	建物面積 101.74㎡(30.77坪)				
築年数 1980.3.15(築27年)	間取り 3LDK				
ハウスメーカー 00ハウス	管理会社 〇〇賃貸センター 〇〇営業所				
診断日 2006/XX/XX	担当者				
診断会社 OOハウスOO支店	電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX				
診断結果 建物 OK 耐震 OK	仲介会社 有限会社〇〇				
担当者	担当者				
■ 電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX	■ 電話番号 XX-XXXX-XXXX FAX XX-XXXX-XXXX				
制度利用申込日 2006年XX月 XX日	契約期間 2007 年 XX月 xx 日 ~ 2010 年 XX月 xx 日				
入居賃料 ¥87,000	契約日 2007 年 XX 月 XX 日 3年定期賃貸借契約				
査定価格 ¥80,000 ~ ¥85,000	契約場所 有限会社〇〇				
最低保証賃料 ¥68,000 (¥80,000)	募集賃料 ¥87,000				

住宅借上げ制度 取引事例その②

物件名 OO OO邸	
物件所在地 〇〇県〇〇市	交通 OO駅よりOO線とJR利用55分
種別 戸建	土地面積 189㎡(57.12坪)
構造 軽量鉄骨造2階建	建物面積 117.92㎡(35.67坪)
築年数 1979.10.21(築27年)	間取り 4LDK
<u>ハウスメーカー</u> 00ハウス	管理会社 〇〇賃貸センター 〇〇支店
診断日 2006/XX/XX	担当者
診断会社 OOハウスOO支店	電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX
診断結果 建物 OK 耐震 OK	仲介会社 有限会社〇〇
担当者	担当者
電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX	電話番号 XX-XXXX-XXXX FAX XX-XXXX-XXXX
制度利用申込日 2007年 XX月 XX日	契約期間 2007 年 XX月 XX日 ~ 2010 年 XX月 XX日
入居賃料 ¥115,000	契約日 2007 年 XX月 XX日 3年定期賃貸借契約
査定価格 ¥105,000 ~ ¥109,000	契約場所 有限会社〇〇
最低保証賃料 ¥89,250 (¥105,000)	募集賃料 ¥115,000

住宅借上げ制度 取引事例その③

物件所在地 00県00市	交通 〇〇駅より〇〇駅まで約80分 〇〇駅より約5.5km
種別 戸建	土地面積 198.18㎡(59.94坪)
構造 軽量鉄骨造2階建	建物面積 81.56m ² (24.67坪)
築年数 1990.07.20(築17年)	間取り 3LDK
ハウスメーカー 〇〇ハウス	管理会社 〇〇賃貸センター 〇〇営業所
診断日 2006/XX/XX	担当者
診断会社 OOハウスOO支店	電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX
診断結果 建物 OK 耐震 OK	仲介会社 有限会社OO
担当者	担当者
電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX	電話番号 XX-XXXX-XXXX FAX XX-XXXX-XXXX
制度利用申込日 2007年 XX月 XX日	契約期間 2007 年 XX月 XX日 ~ 2010 年 XX月 XX日
入居賃料 ¥72,000	契約日 2007 年 XX月 XX日 3年定期賃貸借契約
査定価格 ¥65,000 ~ ¥69,000	契約場所 有限会社〇〇
最低保証賃料 ¥55,250 (¥65,000)	募集賃料 ¥72,000

住宅借上げ制度 取引事例その④

物件所在地 〇〇県〇〇市	交通 ○○○(病)(C)(20)(1) ○○駅より○○線・○○線利用35分
種別 戸建	土地面積 648.70㎡(196.23坪)
構造 木造2階建	建物面積 98.99㎡(29.94坪)
築年数 1991.4.6(築16年)	間取り 4LDK
診断日 2007年 XX月 XX日	
診断会社 〇〇株式会社	電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX
診断結果 建物 OK 耐震 OK	仲介会社 有限会社〇〇
担当者	担当者
電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX XXX-XXX-XXXX	電話番号 XX-XXXX-XXXX FAX XX-XXXX-XXXX
制度利用申込日 2007年 XX月 XX日	■ 契約期間 2007 年 XX月 XX日 ~ 2010 年 XX月 XX日
入居賃料 ¥98,000	契約日 2007 年 XX 月 XX 日 3年定期賃貸借契約
査定価格 ¥85,000 ~ ¥89,000	契約場所 有限会社〇〇
最低保証賃料 ¥72,250 (¥85,000)	募集賃料 ¥98,000

金利モデルシート

◆◆ 金利2.625%時の返済額早見表から概算返済額を計算する ◆◆

 《例》返済期間10年、金利2.625%、借入金額300万円の場合の毎月の返済額
 ※計算方法① ・・・ 下記早見表より算出する
 ※計算方法② ・・・ 下記早見表の100万円の行を基に計算

 (式) 9,484×3=28,452円
 ・借入金額は300万円であるから、100万円の行と返済期間10年の交点の 数字(9,484)を3倍し概算返済額を求める(目安にて)

□■ 金利2. 625%時、返済額早見表 ■□

借入金額	返済期間											
旧八亚银	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年					
100万	28,916	17,802	9,484	6,727	5,360	4,549	4,017					
200万	57,832	35,605	18,967	13,453	10,720	9,098	8,033					
300万	86,748	53,407	28,452	20,180	16,080	13,648	12,049					
500万	144,581	89,012	47,419	33,634	26,800	22,746	20,082					
1000万	289,162	178,025	94,839	67,268	53,601	45,493	40,165					
1500万	433,743	267,037	142,259	100,903	80,402	68,240	60,247					

※元利均等返済にて計算(概算額)

◆◆ 金利・返済期間より、概算返済額を計算する ◆◆

☆下記計算式にて、返済期間と金利から毎月の返済額を計算することができます。(概算額) ※元利均等返済・概算額です

返済額早見表の金利と × <u>本件借入金額</u> = 毎月の概算返済額 返済期間の交点の数字 × 1,000,000 = (元利均等返済)

《例》 返済期間10年、金利2.625%、借入金額300万円の場合の毎月の返済額

※計算方法

- 1. 下記表より返済期間10年と金利2. 625%が交わる箇所の数字を算出 ・・ 9,484 2. 上記計算式の分子に本件借入金額を入れる ・・・・ 3,000,000
 - 2 000 000

9,484	× -	1.000.000	- =	28, 452円
		-,		※元利均等返済·概算金額

□■ 返済額早見表 ■□

	3年返済	5年返済	10年返済	15年返済	20年返済	25年返済	30年返済
金利 2.5%	28,861	17,747	9,426	6,667	5,299	4,486	3,951
2.625%	28,916	17,802	9,484	6,727	5,360	4,549	4,017
2.875%	29,026	17,913	9,598	6,846	5,484	4,677	4,149
3.000%	29,081	17,968	9,656	6,905	5,545	4,742	4,216
3.125%	29,136	18,024	9,714	6,966	5,609	4,807	4,284
3.500%	29,302	18,191	9,888	7,148	5,799	5,006	4,490
4.000%	29,523	18,416	10,124	7,396	6,059	5,278	4,774
4.500%	29,746	18,643	10,363	7,649	6,326	5,558	5,066
5.000%	29,970	18,871	10,606	7,907	6,599	5,845	5,368

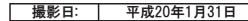
※借入額100万円時の概算金額 (元利均等返済にて計算)

外観画像シート



その他





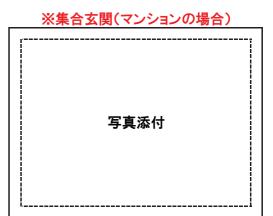
外観(正面右から)



前面道路









ハウジングライフ(住生活)プランナー 業務マニュアル



一般社団法人 住み替え〇〇

使用書式一覧

制度利用申込関連書式集

- (1) ステップ1 情報会員に登録する
 ◆ 情報会員登録カード
- (2) ステップ3 予備診断をうける
 - ◆ 賃料査定書
 - ◆ 賃料查定書(金融機関提出用)
 - ◆ 外観画像シート

(3) ステップ4 制度利用申込書の提出

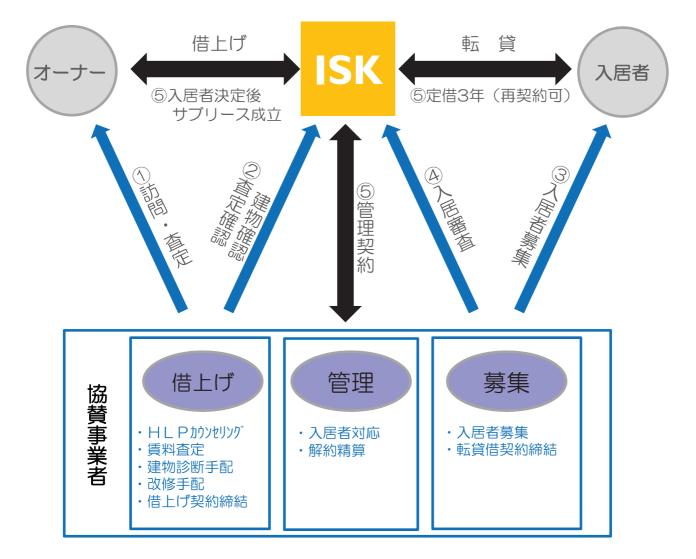
- ◆ 住宅借上げ制度利用申込書
- ◆ 建物賃貸借契約約款
- ◆ 業務方法書(一部抜粋)
- ◆ 共同所有者署名欄(共有建物用フォーム)
- ◆ 住宅借上げ制度利用申込書記入要領
- ◆ 住宅賃貸に関する土地所有者の承諾書
- ◆ 住宅借上げ制度利用の確認書
- ◆ 個人情報の取り扱いについて(制度利用者側)
- ◆ 取扱事務手数料振込のご依頼(○○銀行)
- ◆ 通知書
- ◆ 住宅借上げ制度辞退届
- ◆ 住宅借上げ制度利用申込記入例・注意点
- ◆ 承認通知書(サンプル)
- (4) ステップ 5 建物診断 (劣化診断・耐震診断)の実施
 - ◆ 建物診断申請書
 - ◆ 建物診断費用振込案内(木耐協専用)
 - ◆ 建物診断・工事完了報告書
 - ◆ 建物報告書、劣化診断の記録
 - ◆ 補修 · 補強工事概要書
 - ◆ 補修・補強工事記録書
 - ◆ マンション等維持管理体制等確認書
 - ◆ 建物内部現況確認書

(5) ステップ7 最終審査・入居者募集

- ◆ 賃貸借斡旋依頼書
- ◆ 物件チェックシート(戸建用)
- ◆ 物件画像シート
- ◆ 鍵預かり証・鍵受領証
- ◆ 賃貸住宅入居申込書 (制度利用者=入居者)
- ◆ 定期建物借家契約書 (制度利用者=入居者)



相関図



【特徴】

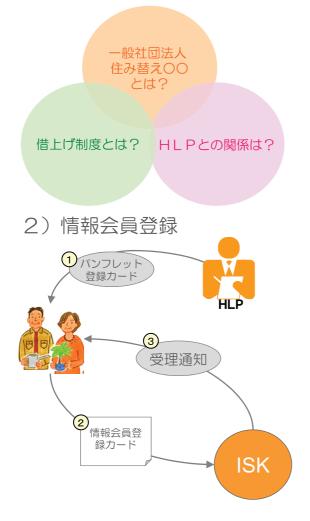
- ・入居者との定期賃貸借契約成立時に、借上げ契約ならびに賃貸管理契約が成立します。
- ・退去後に再募集する場合は再度、管理契約を締結します。
- ・一般社団法人 住み替え〇〇 指定の機関保証会社が賃料の集金・督促業務を行います。 協賛事業者への毎月の 管理料 5%は一般社団法人 住み替え〇〇 から送金されます。
- ・当事業を行うには、ハウジングライフ(住生活)プランナー資格(=HLP資格) を取得する必要があります。



【ステップ1】 情報会員に登録する



1)制度の認知、資料請求等



「住宅借上げ制度」を知ったお客様から、ハウジングライフ(住生活)プランナー(以下HLP)に問い合わせがあります。

この時点では、制度の利用意志は明確ではなく、より一般的な相談が主体になると思われます。

お客様から制度について詳しく知りたいと言われた場合 や、資料請求があった場合、次の2点をお渡し下さい。

《資料》

- ・パンフレット「住宅借上げ制度」のご案内
- ・情報会員登録カード

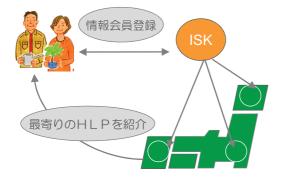
次のステップに進むために、「情報会員」に登録します。 「情報会員登録カード」に必要事項を記入し、一般社団法 人住み替え〇〇へ郵送またはFAX(03-××××-××××)でお送り下さい。 登録料は無料です。

《情報会員」へのサービス》

- ・ニュースレター「移住・住みかえ通信」を送付。
 (3ケ月に1回)
- ・メールマガジン配信
- (月1回、PC用メールアドレスをお持ちの方のみ)
- ・ご希望の方は担当者との個別相談

ー般社団法人住み替え〇〇に情報会員登録カードが到着 したら、お客様宛に「受理通知」をお送り致します。

~制度利用希望者が直接一般社団法人住み替え〇〇に問い合わせしてきた場合~



お客様から、直接、一般社団法人住み替え〇〇 に問い 合わせがあった場合、最寄りの協賛事業者を紹介します。 その協賛事業者のHLP有資格者が、お客様に連絡をと り、詳しい制度説明と事前相談を行います。



■ チェック項目 「情報会員登録カード」 1.ホームページからダウンロードできます。

- ① HLPセンターホームページ (<u>http://www.OOO.ip</u>)
 I
 ハウジングライフ (住生活) プランナー資格登録者専用サイト
 I
 書 式 集
 ↓
 情報会員登録カード ※印刷してご使用下さい
- ② 一般社団法人 住み替え○○ ホームページ (http://www.isk.○○.jp)
 ┃
 「貸 し た い 」
 ↓
 「制 度 の 利 用 方 法 」 ※ 印刷してご使用下さい
- 2. 「協力会員 記入欄」に社名を記入
 - ・「情報登録会員カード」の右下の欄に御社名を記入して下さい。ご記入がない場合は、一般受付顧客として登録され、物件所在地近隣のHLPの担当になりますのでご注意下さい。
 - ・ 提出された「情報会員登録カード」は返却されません のでご注意下さい。

御社名記入





< 情報会員登録カード >



< パンフレット >





【ステップ2】事前相談を受ける

ステップ 2

HLPによる事前相談



「住宅借上げ制度」のご案内



〈制度利用者様(オーナー様)向け資料〉



お客様のご希望により、HLPによる事前相談を行います。ここでは公的移住・住みかえ支援制度の詳細 を説明するほか、あらためてお客様のニーズをヒアリ ングして、他の住宅の活用方法がないか、複数の選択 肢を示すように努めます。その際、関連の質問を受け た場合には、無理をせずに自分がわかる範囲内で回答 し、どのような人や企業に聞けばより専門的な回答が 得られるかをアドバイスするようにします。

制度の説明は、先ず、下記資料をお客様にお渡し、 電話・メールにて補足説明を行い、制度利用の流れや、 制度の特徴、制度利用した場合のメリット・デメリッ トなどを説明した上で、お客様にお会いすることをお 薦めします。説明項目は次ページの「チェック項目」 <u>をご利用下さい。</u>

【制度の説明資料】

- ①「住宅借上げ制度」のご案内(三つ折パンフ)
- ②「住宅借上げ制度」制度利用者(オーナー様) 向け資料を元に、制度について詳しく説明
 ※HLP専用サイトよりダウンロードできます 一般社団法人 住み替え〇〇 書式集 →1(2)制度利用者説明資料(PDF)

【 HLP証の提示 】

事前相談はHLP有資格者のみが行えます。 事前相談の際は必ずHLP証を提示してください。

【一般社団法人住み替え〇〇、HLPについて】

ー般社団法人住み替え〇〇の概要や取り組み、HLP の役割を説明します。

また、HLP業務はボランティアではないこと、自身の事業にメリットがある為に行っていることもご説明して頂きます。

【移住・住みかえ計画の把握】

ニーズのヒアリングをします。 移住・住みかえ計画内容、計画実現の妥当性はどうか。 一般社団法人住み替え〇〇制度利用以外の選択肢の紹 介等を行います。



■ チェック項目

I:一般社団法人住み替えOOについて

- □ ① 一般社団法人住み替え○○について
- □ ② ハウジングライフ(住生活)プランナーについて

Ⅱ:移住・住みかえ計画の把握

- □ ① 移住・住みかえ計画内容(住みかえ先は決定しているか)
- □ ② 計画の妥当性
- □ ③ 家族(相続人)の同意
- □ ④ 一般社団法人 住み替え○○ 制度利用以外の選択肢紹介

■:住宅借上げ制度について

- □ ① 住宅借上げ制度・転貸の仕組み
- □ ② 住宅借上げ制度の利用手続きの流れ
- □ ③ 住宅借上げ制度のメリット・デメリット
- □ ④ 住宅借上げ契約を中途解約する場合
- □ ⑤ 住宅借上げ契約が終了する場合
- □ ⑥ 査定賃料・受取賃料・最低保証賃料について

Ⅳ:建物について

- □ ① 借上げ対象住宅か
- □ 2 建築確認書の確認
- □ ③ 建築年月日
- □ ④ 確認済証・図面の有無
- □ ⑤ 増改築の履歴、その資料の有無
- □ ⑥ 建物・土地所有者、借地権
- □ ⑦ 共有者の有無
- □ ⑧登記状況
- 回 9 抵当権等の設定の有無
- □ ⑪ 固定資産税その他不動産関連の諸費用の支払状況
- □ ① 火災保険加入状況の確認
- □ ⑫ 建物診断の際に必要な床下点検□の有無

Ⅴ:その他

- □ ① 賃料受取□座
- □ ② 個人情報の取り扱い

```
ステップ
2
```

■ 注意事項

- I:ハウジングライフ(住生活)プランナーについて
 - ・HLPは移住・住みかえ全般にかかる町医者として活動し、専門分野については専門家のアドバイスを受けるようにお勧めすること。
 - ・HLPは単に親切で一般社団法人住み替え〇〇業務を行っているのではなく、この活動により収益機会を享受する立場であることを情報登録会員に伝え、無用な誤解や過度の信頼を回避すること。

Ⅱ:移住・住みかえ計画の把握

- ・健康状況・資金面等を確認すること。(計画実現可能性の確認)
- ・家族(相続人)に移住・住みかえ(本制度利用)を相談済か否かを確認し、相談していない場合には必ず相談してもらうこと。

Ⅲ:住宅借上げ制度について

- ・ 必ずHLPが「住宅借上げ制度」制度利用者様(オーナー様)向け資料等を使用して制度 を説明すること。
- ・借上げは最長終身であるが、賃貸可能物件であることが前提であること。
- ・借上げ賃料は固定されるものではなく、変動する可能性があること。

Ⅳ:物件関連について (耐震性等は次ページにて説明)

- ・事業用物件は取扱できません。店舗・事務所等併用住宅は、入口、電気、ガス、水道などが分離独立時には住居部分のみ借上げ対象となる可能性があるので、一般社団法人住み替え〇〇 に確認すること。
- ・制度利用予定者が建物の所有者であること、また、制度対象建物に利用者以外に共同所有者が いる場合には共同所有者全員が契約当事者となることが必要です。土地の共同所有者に対して も、土地使用に関する承諾書(借地の場合は地主の承諾書)が必要となります。
- ・未登記部分が無いことを確認すること。(増改築等)
- ・一般社団法人 住み替え〇〇 賃借権を優先させる為、抵当権等の設定が有る場合には自己資金 にて完済、もしくは金融機関で借り換えを行い、一度抵当権等を抹消する必要があるので注意 すること。
- ・制度利用期間中の火災保険付保は借上げ条件であり、制度利用者負担となることを説明のこと。
- ・入居中の修繕費用、入居者退去時の原状回復費用については、東京ルールが適用されることを 説明すること。また、エアコンは10,500円/一台、クリーニング1,050円/㎡は入居者が 退去時に負担することを説明すること。(税込、東京ルールは東京都のHPにて確認して下さい)
- ・当初貸出し時と入居者変更毎の鍵交換費用・火災報知器・地上デジタルアンテナの設置費用は、 制度利用者負担となるので説明すること。
- ・制度利用後も住宅設備(システムキッチン、給湯器等)の故障等のメンテナンス費用が発生し、 費用負担はオーナーとなること。
- ・別荘(セカンドハウス物件)は、賃貸需要(市場)を考慮し賃料査定すること。

く建築確認申請書〉

建築確認通知書(建築物)

この申請書及び添附回書に記載の建築物の計画は、当該建築物の散地、構造及び建築設備に築 る法律型びにこれに基く命令及び条例の現向に適合することを確認しましたので、通知いたします。

副

* 55 5 5

拡大

V: 建物診断について(劣化診断・耐震診断)

- 1. 建物診断には劣化診断・耐震診断があり、劣化診断は全棟実施し雨漏り・シロアリの有無や、 給湯器・水道管の水漏れ調査等、一般社団法人 住み替え〇〇 指定の項目を診断するものです。
- 2. 新耐震基準前(建築年月日にて確認)の建物、新耐震基準以降の建物でも10m以上の増改築を 実施し建築確認を取得していない建物、建築確認時と大きく構造等が異なる建物は耐震診断 を実施する必要があります。
- ※マンション等の耐震診断は費用の問題や実施には全居住者の承諾を必要とすること等、実施が 困難な為、原則新耐震基準以降の建物が借上げ対象となり、劣化診断のみの実施となります。
- Ⅵ:新耐震基準の建物の確認方法 (確認年月日にて確認)
 - 1. 建築確認資料の確認年月日にて確認
 - ◆ 確認場所



<u>ج</u>	確認年月日	劣化診断	耐震診断	
	昭和 56年 5月31日以前	実施	実施	
	昭和 56年 6月 1日以降	実施	必要なし	

◆下記証明書も建築確認資料と同様、証明書として認められます。

- ① 品確法の定める既存住宅性能表示制度の建設住宅性能評価書
- (2) 地震保険割引の為の耐震性能評価書
- ③ 住宅に係る耐震改修促進税制における住宅耐震改修を証明する書類
- ④ その他減税等の特別措置における耐震基準適合を証明するもの

2. 建築確認資料を紛失した場合(上記 I ①~④の書類が無く建築年月日の確認が出来ない場合)

○ 建物登記簿謄本の築年月日にて確認

建物登記簿謄本表題部の【原因及びその日付】にて確認する ◆ 確認場所

◆ 確認表

建築年月日	劣化診断	耐震診断	
昭和 58年 3月 31日以前	実施	実施	
昭和 58年 4月 1日以降	実施	必要なし	

※住宅金融支援機構の基準を引用

8

ステップ

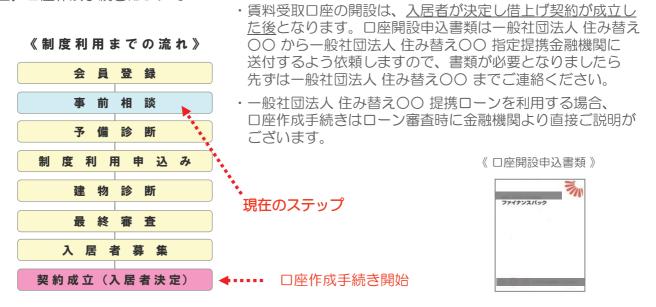
Ⅲ:賃料受取口座について

1. 賃料受取口座について

賃料は入居者が決定して初めて支払われることとなります。制度利用者に一般社団法人住み替え 〇〇からお支払する賃料は、入居者から一般社団法人住み替え〇〇に支払われた賃料から、一 般社団法人住み替え〇〇諸経費15%と制度利用者が一般社団法人住み替え〇〇に支払うべき 費用等があればこれを控除し、制度利用者が一般社団法人住み替え〇〇協賛事業者である銀行 等に予め開設した専用口座に振り込まれます。本来であれば、制度利用者が現在利用している生 活口座に振り込むことが一番なのですが、そうなると全国の金融機関を対象に送金を実施出来る 体制を構築する必要がある他、送金手数料が掛かります。そのため現在のところ、一般社団法人 住み替え〇〇を最小限の人員で効率的に運営するためには、賃料受取口座は一般社団法人住み 替え〇〇指定提携金融機関である〇〇銀行普通預金口座に限定しております。この点について丁 寧に説明する必要があります。

※一般社団法人 住み替え〇〇 賃料を担保にした金融商品(一般社団法人住み替え〇〇 提携ローン)をご利用の場合、利用先の一般社団法人 住み替え〇〇 協賛金融機関の口座を賃料受取口座にして頂く必要があります。〇〇銀行以外の一般社団法人 住み替え〇〇 協賛金融機関の一般社団法人 住み替え〇〇提携ローンを利用する際はご注意下さい。

2. 口座作成手続きについて



Ⅲ:その他

・守秘義務、個人情報の取扱には十分注意すること。

 ・一般社団法人 住み替え〇〇 から依頼を受けてカウンセリングを行う場合(一般社団法人 住み 替え〇〇 紹介顧客)、一般社団法人 住み替え〇〇 業務を代理して行うものですので、お客様が 希望しない限り自事業のセールス等を行ってはいけません。



ステップ

10

■ よくあるQ&A

Q1. リフォームしなくても現状有姿で家を借り上げてくれますか?

はい。一般社団法人住み替え〇〇が求める耐震補強等の修繕工事を除き、内装等のリフォームを 行わずに現状のまま借り上げることは可能です。ただし、必ず建物を貸し出すにあたって必要な クリーニングは制度利用者(オーナー)の費用負担で行って頂きます。

また、リフォームをするかしないかは、賃料の査定額や入居者の決定率に大きく影響します。 汚損したクロスのままでは見栄えの点から入居者が決まりにくく、また、入居者が入居前後に自 らリフォームを行うための費用と時間が掛かる点から敬遠される可能性が非常に高いです。その ためリフォームをしない場合、賃料の査定額が大幅に安くなることがありますので、注意が必要 です。

Q2. 既存のエアコンは撤去した方が良いですか?

最近ではエアコン等の冷暖房設備は当然に建物に付属する設備と捉えられることが多いです。そのため撤去してしまうことで、賃料の査定額や入居者の決定率に少なからず影響がありますので、 注意が必要です。原則として制度利用者(オーナー)が残したエアコンは建物の付属設備として 見なされます。そのため入居者の退去時にエアコン等のクリーニング代金は入居者から頂けます が、万が一故障した場合の修理代・交換代等の費用は制度利用者の負担となります。

ただし、例外として特約を結ぶことで、修理または交換する責任のない残地物・サービス品扱いにすることは可能です。なお、故障した際の撤去・処分費用は制度利用者の負担です。この特約を結ぶ場合は、「賃貸借斡旋依頼書」・「定期建物賃貸借契約書」・「重要事項説明書」などにその旨を明記する必要があります。また、予め入居者募集の際に募集図面で残地物であるなどと明示し、入居希望者に修理・交換の対象物とならないことを知らしめるように募集活動を行って下さい。

Q3. 庭木の手入れはどうなりますか?

敷地内の庭木の手入れについては、ハウジングライフ(住生活)プランナーが制度利用者の要望 をヒアリングして、取り決め内容をまとめます。取り決め内容は、庭木の状況・制度利用者の考 え方はもちろん、各地域の気象条件・風土等により全国一律のものとはなりません。ただし、入 居者側に善管注意義務以上の義務を課す内容の取り決めについては、機構は入居者斡旋の依頼を 引き受けることが出来ませんのでご注意ください。取り決めた内容は、入居者を募集する段階 (ステップ7)で作成する「賃貸借斡旋依頼書」の中に文章で残します。また、その内容は「定 期建物賃貸借契約書」・「重要事項説明書」などにも転載され、入居者との契約事項となります。

Q4. 分譲マンションの管理費・修繕積立金は誰の負担ですか?

制度利用者(オーナー)の負担となります。

ステップ **2**

■ 使用資料

〈テキスト〉



〈 制度利用者様 向け資料 〉







■ 参考資料

- ◆耐震診断実施確認書類
 - ① 建築確認資料(確認済証、確認通知書、検査済証)
 - 2 建物登記簿謄本
 - ③品格法の定める既存住宅性能表示制度の建設住宅性能評価書
 - ④ 地震保険割引の為の耐震性能評価書
 - ⑤住宅に係る耐震改修促進税制における住宅耐震改修を証明する書類
 - ⑥ 建物検査済証
 - ⑦ その他減税等の特別措置における耐震基準適合を証明するもの

【ステップ3】予備診断をする



予備査定



お客様が制度利用を具体的に検討したい場合は、引き続き、宅建業の資格のある協賛事業者が、建物内外の目視による調査に基づいて賃料の予備査定を行います。この段階では、建物診断が完了していませんので、診断後に 査定賃料が変更される場合があること、また、その後のトラブルを避けるために、査定賃料と実際の募集賃料と決定賃料が異なる場合があることを十分に納得してもらった上で提示する必要があります。

査定賃料は、民間の一般的な市場家賃水準の約85%~ 90%を目安とし、個別の事情を勘案して決定します。 また、ここからさらに、一般社団法人住み替え〇〇諸経費15%(家賃保証のために一般社団法人住み替え 〇〇に積み立てる家賃差額10%+管理費5%)が差し 引かれます。最終手取り賃料の水準については誤解のないよう+分に説明しておく必要があります。なお、賃料を実際に利用者が受け取るには、制度利用申込み後、建物診断等を経て、入居者を募集し、入居者が決定することが必要となります。

お客様はここまでの情報に基づいて、正式に制度利用申 込みを行うかを決めて頂くことになります。

※最低保証賃料については、15ページを参照下さい。

賃料査定が終了したら、賃料査定書及び添付書類を一般 社団法人住み替え〇〇に郵送していただきます。

ー般社団法人住み替え〇〇では査定賃料の妥当性やこれまでの運用実績に基づいて、算出された賃料が妥当であるかを判断します。

送付された査定賃料が妥当であると判断される場合には、 一般社団法人住み替え〇〇より承認印押印後、返送い たします。

また、査定賃料に疑義が生じた場合には、再度賃料査定 を行って頂くこともございます。

ー般社団法人 住み替え〇〇 提携ローンを利用する場合、 予備診断時に通常の賃料査定書と共に賃料査定書(金融 機関提出用)の作成が必要となるケースがございます。 この場合、両方の賃料査定書を一般社団法人 住み替え 〇〇 に提出することになります。

※ 賃料査定書(金融機関提出用)が必要となるかは, 各提携金融機関の専用窓口にてご確認下さい。



■ チェック項目

- □ ① 賃料査定書の作成
- □ ② 査定賃料の算出根拠資料の用意
- □ ③ 外観画像シート 作成
- □ ④ 建築確認資料一式(写し)の用意
 - ・確認済証(または建築確認通知書)、配置図、平面図、立面図

■ 注意事項

・予備診断(賃料査定)は一般社団法人住み替え〇〇 に協賛している宅建業者が行うことから、 宅建業者でない協賛企業に所属するHLPは一般社団法人住み替え〇〇 に協賛している宅建業者に 賃料査定を依頼すること。

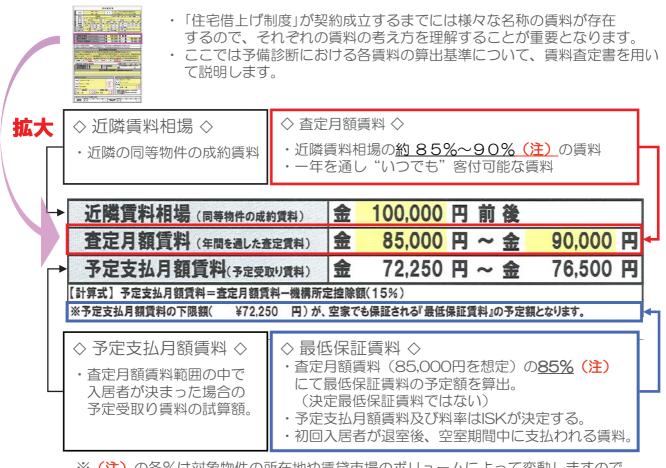
(依頼先は自由、一般社団法人住み替え〇〇 紹介あり)

- ・予備診断(賃料査定)は一般社団法人住み替え〇〇に協賛している宅建業者が現地におもむき、 建物内外の目視調査を行い、外観画像シートを作成し賃料査定を行うこと。
- ・室内をチェックする際には、図面どおりの建物であるか必ず確認すること。
- ・建ぺい率・容積率オーバーの物件をはじめとし、違法建築物件の取扱いはできないこと。
- ・予備診断では、《 賃料査定書 》の最終審査時使用欄(2.建物診断・改修後の査定額)を除く全て の欄を記入し賃料査定書を作成すること。
- ・賃料査定書の賃料は決定賃料ではないこと。
- ・査定月額賃料は近隣賃料相場の85%~90%とし、1年を通していつでも客付可能な賃料とし査 定を行うこと。
- ・賃料査定書の賃料は、物件調査時に必要な補修や、クリーニング、簡易リフォーム等を実施した後 の賃料を想定しており、募集前に行う改修工事等の内容によっては募集賃料や決定賃料が増減する ことを予め説明すること。
- ・算出根拠に関しては、できるだけ詳しく記入すること。
- ・提携ローンを利用する場合、この査定賃料書をもとに審査します。提携ローン利用を希望する場合 には決定賃料(入居者との契約賃料)とかけ離れないよう特に注意し査定すること。
- ・予備診断(賃料査定)の結果は、一般社団法人住み替え〇〇 が承認した後にお客様にお伝えすること。
- ・実際に制度利用者が受け取る受取賃料は、さらに15%が差し引かれますので、誤解のないよう+ 分説明すること。
- ・最低保証賃料についても次ページを確認し、誤解のないよう十分説明すること。
- ・作成した賃料査定書に「賃料査定担当協賛企業」・「担当ハウジングライフ(住生活)プランナー」 の記入欄がありますので必ず記入・捺印すること。記入・捺印漏れがある場合、そのまま返却します。



ステップ

■ 賃料査定書について ○ 各賃料について



※(注)の各%は対象物件の所在地や賃貸市場のボリュームによって変動しますので、 別荘地や近隣相場がない等の地域の場合には、ISK までご相談下さい。

○ 最低保証賃料について

- ・一般社団法人住み替え〇〇は最長で終身にわたり空家保証を致しますが、物件状態・近隣相場・ 近隣事情等の変化により最低保証賃料は1年毎に見直される可能性があります。
- ・入居者再募集時には賃料の再査定を行いますが、その際最低保証賃料が変動する可能性があります。

○ 賃料算出根拠について

- ・建物内外の目視調査(外観画像シートの作成、違法建築物件でないことの確認)、近隣状況、近隣 の賃料相場等を総合的に評価すること。
- ・ 賃料に影響を与える情報等がある場合には、 賃料査定書内にある査定月額賃料の算出根拠記入欄に 必ず記入のこと。(物件が墓地に隣接・近隣住民等・・)
- ・簡易リフォーム等を想定した賃料査定の場合には、その旨必ず記載すること。(トラブル回避の為)



■ 送付資料について

1. 賃料查定書



5. 賃料査定書 (金融機関提出用) <u>◇ 一部一般社団法人住み替え〇〇 提携ローン利用</u> 時で必要な場合のみ◇



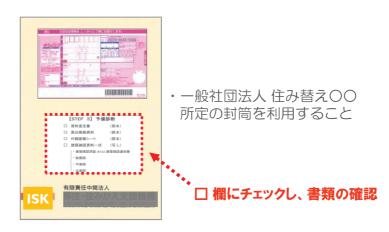
- ・一般社団法人 住み替え〇〇提携 ローン審査時に賃料査定書(金 融機関提出用)が必要となる 場合には、通常の賃料査定書と 併せて作成し一般社団法人 住み 替え〇〇 に提出する。
- ・専用書式がありますが、作成 方法は通常のものと同じです。

- 2. 算出根拠資料
 - 近隣相場の分かる資料を添付
 (近隣物件募集広告・自社成約物件
 レインズ、ネット資料等)
- 3. 外観画像シート



- 4. 建築確認資料一式(写し)
 - ・確認済証または建築確認通知書、 配置図、平面図、立面図の各写し

■ 予備診断 資料送付について





【ステップ4】 制度利用申込書の提出

ステップ **4**

1)利用申込書の提出

制度利用のお申込みにあたり、制度利用申込書と添付書類を一般社団法人住み替え〇〇へ提出して頂きます。

必要な書式はHLP専用サイトのISK書式集からダウンロードできます。(P.1参照)

I SKへの提出書類	入手場所
住宅借上げ制度利用申込書	ISK 書 式 集
印鑑証明書	市区町村役所
住民票(全世帯・本籍地の記載不要)	市区町村役所
建物の登記簿謄本	法務局
土地の登記簿謄本	法務局
建物・土地の納税証明書	市区町村役所
火 災 保 険 証 書 の 写 し (現在未加入の場合は入居者決定後速やかに提出すること)	
建 築 確 認 資 料 一 式 の 写 し (建築確認通知書または確認済証、配置図・立面図・平面図等)	
住宅借上げ制度利用の確認書	ISK 書式集
共同所有者署名欄(共有建物用フォーム)	ISK 書式集
住宅賃貸に関する土地所有者の承諾書 (制度利用者の単独所有でない場合)	ISK 書式集
個人情報 の取扱いについて	ISK 書式集

2)利用申込みの費用

取扱事務手数料 〇〇,〇〇〇円(税込)

この手数料は協賛事業者と機構の事務経費に充てられるものですので、仮に契約が成立しなかった場合にも返還されません。この旨も必ずお客様へお伝えください。

3) 約款と業務方法書をお客様へお渡しください

お客様にお渡しする書類	入手場所
建物賃貸借契約約款	ISK 書式集
業務方法書(一部抜粋)	ISK 書式集



ステップ

17

■ チェック項目

- □ 査定賃料(一般社団法人住み替え〇〇承認後)に納得した上での申込みであること。
- □ 入居者決定後に借上げ契約が成立し、賃料支払、空家保証が開始となる説明を行うこと。
- 空家保証は最長で終身であるが、賃貸可能物件であることが前提となっており、借上げ契約成立前の居住用物件から賃貸用物件への変更にかかる費用(簡易リフォーム)、借上げ契約成立後の設備・庭木等メンテナンス費用が制度利用者の負担となる説明を行うこと。
- □ 近隣の事情等、賃料に影響を与える恐れがある事項を確認すること。
- □ 賃料の受取□座は、一般社団法人住み替え○○指定の提携金融機関の□座に限られることを 説明すること。
- □ 必要書類がそろっているか、記入漏れはないか確認すること。
- □ 申込書記入事項に虚偽がある場合、申込みは無効となる旨説明をすること。
- □「一般社団法人住み替え○○住宅借上げ制度利用申込書」、「建物賃貸借契約約款」、「業務 方法書(一部抜粋)」の読み合わせを行い、制度利用申込者が納得した上での自署、捺印であること。 尚、「一般社団法人住み替え○○住宅借上げ制度利用申込書」は自署・捺印後の写しを、「建物 賃貸借契約約款」、「業務方法書(一部抜粋)」は原本を制度利用申込者にお渡しすること。
- □ 「住宅借上げ制度利用の確認書」の各項目を制度利用申込者と共に確認した上での、自署、 捺印であること。
- <u>取扱事務手数料は借上げ契約が成立しない場合にも返還されない</u>ことを説明し「取扱事務手数料 振込のご案内」を制度利用申込者に渡しているか確認すること。
- □ 建物診断(劣化診断・耐震診断)について説明すること。(手段・費用)
- 対象住宅に関する既存債務が完済し、抵当権等も抹消されていること。なお、残債務がある場合には、提携ローンを申込み、その借入金で、これまでの借入金を全額完済して、借上家賃により返済することは可能です。(提携金融機関所定の審査の結果、ご利用できない場合もございます)また、借り上げ契約後に新たに抵当権を設定して借り入れを行うことも妨げられません。(これまでのローンをそのまま借り続けた場合、既債務の債権者に機構の借家権を主張できないため明け渡しを求められるリスクがあります。このため借り上げ契約締結の時点においては、既抵当権が抹消されている必要があります。)

- 35-

- □ 制度利用者の負担で対象物件に火災保険を付保すること。
- □ 対象住宅に関する固定資産税の滞納その他不動産関連の諸費支払いの遅滞がないこと。
- □ 契約時点で破産・民事再生の申し立て強制執行を受けたりしていないこと。

ステップ

■ 注意事項

- ・制度利用申込み受付業務は、HLPが行うこと。
- ・予備診断での賃料査定は、改修工事後(美装工事・簡易リフォーム含む)を想定したものであること。
- ・借上げ契約の成立時期、賃料査定書にある各賃料を説明すること。
- ・建物診断(劣化診断・耐震診断)は<u>制度申込後6ヶ月以内</u>の実施が条件となっていること、費用は 申込者負担となること等、申込前に費用についての説明を行うこと。その際、建物診断(劣化診 断・耐震診断)費用に対して地方公共団体による補助制度があるか確認すること。 また、物件図面・屋根裏床下点検口が無い場合には、別途作成費用がかかるので説明のこと。
- ・鍵交換費用(当初貸出し時、及び入居者変更毎)・火災報知器・地上デジタルアンテナ設置費用は、 制度利用者負担となるので説明すること。(設置すること)
- ・申込書一式に不備が有る場合、受付できないこと。
- ・住民票、印鑑証明書、納税証明書、土地・建物登記簿謄本等の取得費用は全て制度利用申込者の 負担担となること。
- ・一般賃貸と同様に、機構制度契約中に住宅設備等(システムキッチン、給湯器等)のメンテナン ス費用が発生することもあります。その際の費用負担者は制度利用者となりますので説明すること。
 特に、当初借上げ物件が空家であった場合には、入居契約成立後に住宅設備等のメンテナンス費用が発生することが多くなっているので注意すること。
- ・火災保険加入時期は入居契約締結後でも構いませんが、その場合入居者決定後速やかに火災保険の申込書コピーを機構に提出すること。(保険証書が発行されたら保険証書コピーを提出のこと)
- ・申込書類一式が完備していること・署名捺印等が一般社団法人 住み替え〇〇 にて確認できました ら、申込受理通知の知らせが届きます。申込受理後速やかに建物診断(劣化診断・耐震診断)に 移行できるように、この段階で建物診断業者の依頼先や業者の日程等確認を行うこと。
- ・家族(相続人)に対して、一般社団法人住み替え〇〇制度利用について同意を得ているか確認すること。
- ・住宅借上げ制度申込後(契約成立後も含む)に住所変更をした場合には、書式集内「通知 書」を記入し一般社団法人住み替え〇〇に提出すること。(一般社団法人住み替え〇〇からの 郵送物は申出住所に送られます)
- ・住宅借上げ制度契約成立後に借上げ対象物件、若しくは土地の所有者が変更した場合、新た に「共同所有者署名欄(共有建物用フォーム)」、「住宅賃貸に関する土地所有者の承諾書」を 作成し、一般社団法人住み替え〇〇に提出すること。
- ・各種一般社団法人住み替え〇〇提携ローンの利用希望があるとき、建物診断実施後に審査手続き に移行しますが、予め提携金融機関の専用窓口に問い合せをし、今後の手続きを確認すること。



ステップ

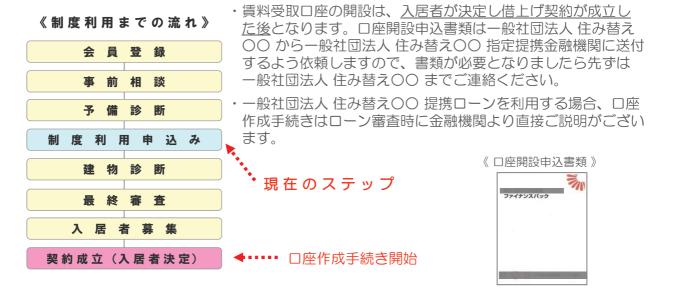
19

■ 賃料受取口座について

- 1. 賃料受取口座について
 - ・賃料は入居者が決定して初めて支払われることとなります。制度利用者に一般社団法人住み替えののからお支払する賃料は、入居者から一般社団法人住み替えののに支払われた賃料から、一般社団法人住み替えのの諸経費15%と制度利用者が一般社団法人住み替えののに支払うべき費用等があればこれを控除し、制度利用者が一般社団法人住み替えのの協賛事業者である銀行等に予め開設した専用口座に振り込まれます。本来であれば、制度利用者が現在利用している生活口座に振り込むことが一番なのですが、そうなると全国の金融機関を対象に送金を実施出来る体制を構築する必要がある他、送金手数料が掛かります。そのため現在のところ、一般社団法人住み替えのを最小限の人員で効率的に運営するためには、賃料受取口座は一般社団法人住み替えの指定提携金融機関である<u>のの銀行普通預金</u>
 - ※一般社団法人住み替え〇〇賃料を担保にした金融商品(一般社団法人住み替え〇〇提携 ローン)をご利用の場合、利用先の一般社団法人住み替え〇〇協賛金融機関の口座を賃料 受取口座にして頂く必要があります。〇〇銀行以外の一般社団法人住み替え〇〇協賛金融 機関の一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用する際はご注意下さい。
 - ・借り上げ後も利用者は固定資産税等を納付したり、賃貸人として修繕費用等を負担する義務が あることから、無理なく円滑な支払いを確保する為、<u>万が一の場合に備えて制度利用者には原 則として安心借入枠(当座貸越枠)の設定申込みを一般社団法人住み替え〇〇からお願いし</u> ております。これは当初の見込み受取賃料の約3ヶ月分程度の貸出し枠(当座貸越枠)を設定 するものです。

※提携金融機関の審査の結果、設定できない場合もございます。

2. 口座作成手続きについて



20

■ 各書類記入方法



- ・「住宅借上げ制度利用申込書記入例・注意点」参照し記入のこと。
- ・申込書類一式は原則、自署・捺印のこと。
- ・「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度利用申込書」・「建物賃貸 借契約約款」は所定の方法により製本すること。

■ 申込書類一式送付について

	・申込書一式は機構にてチェック致しますので、必要書類を一般社団法人 住み替え〇〇 所定の封筒にて一般社団法人 住み替え〇〇 宛に送付願い ます。
(STEP 4) 申込み (STEP 4) 申込み ロマイホーム会上が成長用中込券 (原本) ロマイホーム会上が成長用中込券 (原本)	・申込書一式確認後、一般社団法人 住み替え〇〇 より申込み受理通知が 発信されます。
(本範)	・制度利用申込書表紙に申込書添付書類が記載されておりますのでご用意 ・・、下さい。(住民票・印鑑証明書等)
たなまたの時法と なまたの時法と 然住・4日かりたうで招援時間 ことでも18日。 このでの時またの時法と のためのためでので、日本ののためでので、 このでのためで、 このでのでのでのでのでのでので、 このでのでのでのでのでのでので、 このでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	□ 欄にチェックし、書類の確認。





1) 劣化診断



劣化診断とは、安全かつ生活可能な状態で長期に渡り賃 貸できる建物かどうかを、主として目視で確認するもの であり、全ての物件について実施するものです。一般社 団法人住み替え〇〇が独自に定めたマニュアルにした がって行います。

2) 耐震診断



く建物診断マニュアル〉



耐震診断は、強い地震に対して建物がどの程度耐えられ るかについて、耐震改修促進法に基づいて専門的に診断 するものです。 耐震基準が大幅に改正された、昭和56年5月31日以前 (建築確認資料の日付)の建物の場合は、耐震診断が必 要になります。新耐震基準以降の建物であっても、現況 と図面に相違が認められる場合や、必要な建築確認手続 きを経ずに増改築を行っている場合には、耐震診断が必 要になりますのでご注意下さい。

原則として建築確認資料の確認年月日で判断します。

建物診断は「建物診断マニュアル」を参照して下さい。

3)提携ローン利用時

提携ローンを利用する場合に「建物診断結果のご案内」 が必要となるケースがございます。一般社団法人住み替 え〇〇が書類を発行します。



■ 建物診断(劣化診断・耐震診断)申込み

[戸建住宅の場合

建物構造によって建物診断(劣化診断・耐震診断)申込み先が異なりますので、下記表を 参照し申込み先・問い合せ先を確認して下さい。

	建物構造	耐震診断	劣化診断	費用(税込)
1	一般木造軸組・2×4	××協	××協	併せて31,500円
2	上記以外の建物	ー般社団法人 住み替え〇〇 問い合せ	ー般社団法人 住み替え〇〇 問い合せ	見積りによる

※ ××協とは「××○○協同組合(一般社団法人住み替え○○協賛企業)」の略 ※ 劣化診断のみの場合でも、31,500円(税込)となります。

(注意点)

- ・ ISK 協賛メーカーの建物である場合、メーカー価格となりますのでISKまでお問い合せ下さい。
- ・混構造の場合、一般耐震診断が困難な場合がありますのでISKまでお問い合せください。
- ・地方公共団体の補助制度を利用し、耐震診断・耐震改修工事を実施する場合は別途 | SK が指定 する劣化診断が必要となりますので | SKまでお問い合せ下さい。
- ・地方公共団体指定の住宅性能評価機関にて耐震診断を実施する場合は ISK にご相談下さい。 また、診断内容(簡易耐震診断等)によっては再度耐震診断をお願いする場合があります。
- ・耐震診断と劣化診断が異なる業者等によって行われることもございますのでご注意下さい。
- ・木耐協以外の申込み方法は各診断会社によって異なりますのでご注意下さい。

〈木耐協 申込み手順 〉

- ①「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度建物診断申請書」を作成する。
- ② 「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度利用申込書」の7・8ページの 写しを用意する。
- ③木耐協事務局へ「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度建物診断申請書」と 「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度利用申込書」の7・8ページ写しを送付。
- ④ 木耐協組合員の調査担当企業より連絡が入り日程調整。
- ⑤ 建物診断
 - ※「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度建物診断申請書」記載の書類をお 渡し下さい。

ステップ

■ 建物診断(劣化診断・耐震診断)申込み

Ⅱ マンション等の場合

- マンション等の耐震診断は費用の問題や実施には居住者の承諾を必要とすること等から、
 実施が困難な為、新耐震基準以降の条件を満たす建物が借上げ対象となり、劣化診断のみの実施となります。
- ・旧耐震基準のマンション等で、既に耐震診断を行っている場合には一般社団法人住み替え 〇〇にご相談下さい。 耐震診断が有効であれば借上げ対象となる可能性があります。
- ・マンション等の劣化診断は、「マンション等維持管理体制等確認書」・「建物内部現況 確認書」を作成します。
- ・「マンション等維持管理体制等確認書」は、マンション管理組合に記入を依頼し作成することになりますが、管理組合が無い場合にはお客様自身に作成を依頼し、記載内容に相違が無いかHLPが内容を確認して下さい。
- ・「建物内部現況確認書」は一般社団法人住み替え〇〇に協賛している宅建業者に所属する HLPが実施し、作成することとなります。
- ・<u>作成した「マンション等維持管理体制等確認書」にて一般社団法人住み替え〇〇借上げ</u> 要件に不適合となる場合には、「建物内部現況確認書」の写しと共に一般社団法人住み替え 〇〇に提出願います。

一般社団法人住み替え〇〇にて借上げ要件に適合か審査致します。

(書式)

〈 建物内部現況確認書 〉



〈マンション等維持管理体制等確認書〉





24

■提携ローン利用時の注意点

ー部の一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用する場合、「建物診断結果のご案内」が必要となることがございます。「建物診断結果のご案内」が必要となるかは、利用を希望する提携ローンを提供する金融機関の専用窓口に確認して下さい。「建物診断結果のご案内」の取得方法は、借上げ対象物件が戸建てかマンション等かによって異なりますのでご注意下さい。

《取得方法》

I 戸建て住宅

- ① 建物診断時に一般社団法人住み替え〇〇専用書式「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度 建物診断結果報告書」の作成を建物診断会社に依頼する。
- ② 建物診断実施後に「一般社団法人住み替え〇〇 住宅借上げ制度 建物診断結果報告書」の1ページ 目写しを一般社団法人住み替え〇〇宛に送付する。
- ③ 一般社団法人住み替え〇〇が「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度建物診断結果報告書」に て建物診断の実施を確認後、「建物診断結果のご案内」を作成し郵送致します。

Ⅱ マンション等

- ①「マンション等維持管理体制等確認書」、「建物内部現況確認書」を用意し、一般社団法人住み替 え〇〇宛に各用紙の1ページ目の写しを一般社団法人住み替え〇〇に提出する。
- ② 一般社団法人住み替え〇〇が「マンション等維持管理体制等確認書」・「建物内部現況確認書」に て建物診断の実施を確認後、「建物診断結果のご案内」を作成し郵送致します。

《書式》



- ・戸建ての場合は「一般社団法人住み替え〇〇住宅借上げ制度 建物診断結果報告書」の1ページ目の 写しを送付。
- ・マンション等の場合は「マンション等維持管理体制等確認書」、「建物内部現況確認書」の 各1ページ目の写しを送付。

【ステップ6】 補強・改修工事の実施

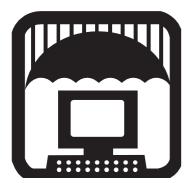




耐震診断の結果、評点1.0を満たさないことが判明し た場合、ならびに、劣化診断の結果、補強・修繕すべき 劣化等が指摘された場合には、補強、修繕工事が必要に なります。工事費用はオーナー様の負担となりますが、 賃料で返済する提携ローンの利用申込みも可能ですし (提携金融機関所定の審査の結果、ご利用できない場合 もあります)、耐震補強については地方自治体ごとに補 助制度もあります。

なお、耐震性について、原則耐震診断の評点1.0を満 たしていることが必要ですが、これを下回れば必ず耐震 性に問題があるとは断言できないことから、一般社団法 人住み替え〇〇では評点が0.7~1.0であるものに ついても、「一般社団法人住み替え〇〇独自の耐震基準 を満たしている」旨を開示して入居者を募集致します。 この場合、協賛事業者が入居者に対する重要事項説明を 行う際に、あらかじめこの点について説明を行い、入居 者の確認を得ることとされていますのでご注意ください。

2) コンプライアンス



補強・修繕工事に関わる業者が耐震・劣化診断に関与す ると、不要な工事を誘導する恐れがあるので、原則とし て異なる業者が行い、兼任する場合には、あらかじめ一 般社団法人住み替え〇〇に届け出て承認を得ることとさ れています。いずれにせよ、補強・修繕の内容について は、制度利用者のために不必要な補強、修繕を勧める見 積もりになっていないかどうかを「必要最小水準の補 強・修繕」の原則という観点から十分にチェックする必 要があります。一般社団法人住み替え〇〇から目安とな る数字を示しますのでこれと比較して金額が大きい場合 には、一般社団法人住み替え〇〇にご相談ください。

なお、リフォーム業者に耐震補強の見積もりを依頼する と、他のリフォームも含めて巨額の見積もりがなされる ことが多いとの指摘があります。耐震補強工事が必要な 経年物件の場合、その他にも修繕が必要な部分があるこ とも多いので、一概に問題になるとも言えませんが、資 金面で制約のある利用者の便宜を図るために、現在一般 社団法人住み替え〇〇において耐震補強工事のみの見積 もりを行う業者のネットワークがありますので、お問い 合わせ下さい。



ステップ 6

■ チェック項目

- □ 耐震・修繕等の工事が必要な場合、制度利用申込者のために必要最小限の水準の補強・修 繕の見積もりになっているか確認すること。
- 工事費用は制度利用申込者が負担することを説明すること。
- □ 耐震・修繕工事を行っても入居者が決定しない場合には、一般社団法人住み替え○○借 上げ制度は成立しない旨説明すること。
- □ 耐震補強については地方公共団体ごとに補助制度があることを説明すること。

■ 注意事項

- ・補強・修繕工事を行う業者が建物診断(劣化診断・耐震診断)を行っている場合、不要な工 事を誘導する恐れがあること。
- ・耐震・修繕工事の見積りに疑問を感じた場合には一般社団法人住み替え〇〇に相談すること。
- 入居者募集の為には、建物のクリーニング費用をはじめ鍵の交換費用、火災報知器設置費用、 地上デジタルテレビ放送対応費用、庭木の剪定費用、必要時にはクロス・畳の貼替え費用等、 別途費用負担も予想されること。

(耐震・修繕工事見積りに盛り込むよう依頼することも考慮すること。)

■ 建物診断(劣化診断・耐震診断)マニュアル

く建物診断マニュアル〉



- ・建物診断(劣化診断・耐震診断)の詳細については 別紙マニュアルがありますので、こちらを参照下さい。
- マニュアル内書式は「一般社団法人住み替え〇〇書式集」 に収録されています。

【ステップ7】 最終審査・入居者募集

- 1)作成書類、提出書類について
 - ・建物について、工事完了とともに現況を調査・記録します。
 - ・賃料について、最終的な賃料査定書を作成します。
 - ・入居者募集にあたって、賃貸借斡旋依頼書を作成します。
 - ・ これらの書類を一般社団法人 住み替え〇〇へ提出し最終審査した上で、入居者募集を開始します。

最終審查時 ISK 提出書類			
建物	< 戸建の場合> ① 建物診断・工事完了報告書 ② 物件調査シート(戸建用) ③ 物件画像シート		
	くマンション等の場合> ① マンション等維持管理体制等確認書 ② 建物内部現況確認書 ③ 物件画像シート ※ 工事をした場合は、建物診断・工事完了報告書		
賃 料	 ④ 賃 料 査 定 書 (建 物 診 断 ・ 改 修 後 の 査 定 額) 		
入居者募集 ⑤ 賃貸借斡旋依頼書			
 一部の I SK 提携ローン利用時のみ 			
追加書類	 ⑥ 賃貸住宅入居申込書 ⑦ 定期建物賃貸借契約書 (制度利用者 = 入居者) 		

2)注意事項

- ・通常、①~⑤の書類を作成し、一般社団法人住み替え〇〇 所定の封筒を使って一般社団法人住み替え〇〇にご提出 ください。提出書類に不備がないかご確認ください。
- オーナー様が住所変更された場合は、速やかに 「住所変更通知書」をご提出ください。
 (一般社団法人住み替え〇〇書式集)
- ・一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用するか確認してください。
 一部の一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用する際は、追加の書類が必要となることがございます。詳しくは、金融機関提出書類をご確認ください。
- ・ 賃料受取口座開設申込書類「一般社団法人住み替え〇〇 ファイナンスパック」は入居者決定後に金融機関よりお送り します。

《ISK所 定 封 筒》

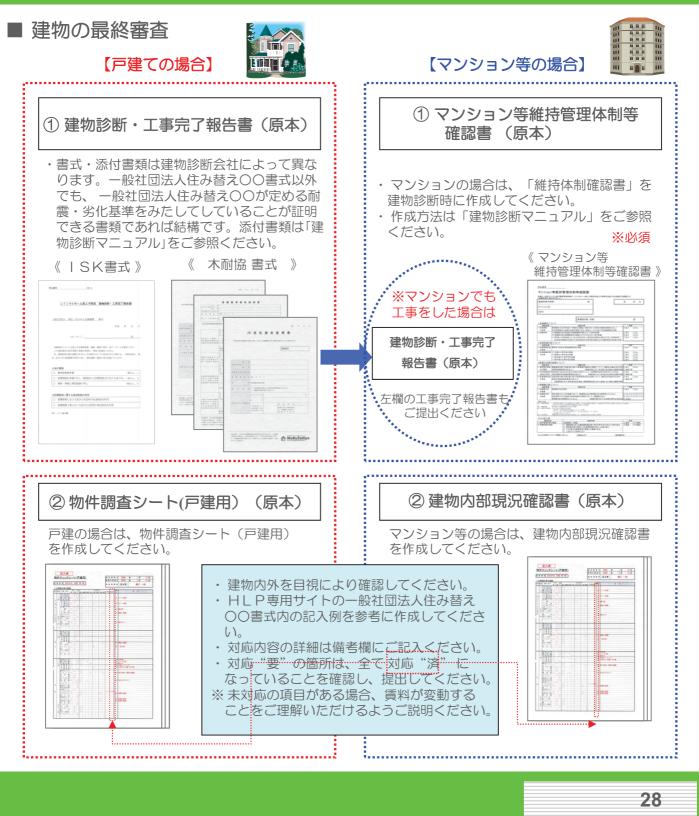
ステップ





27





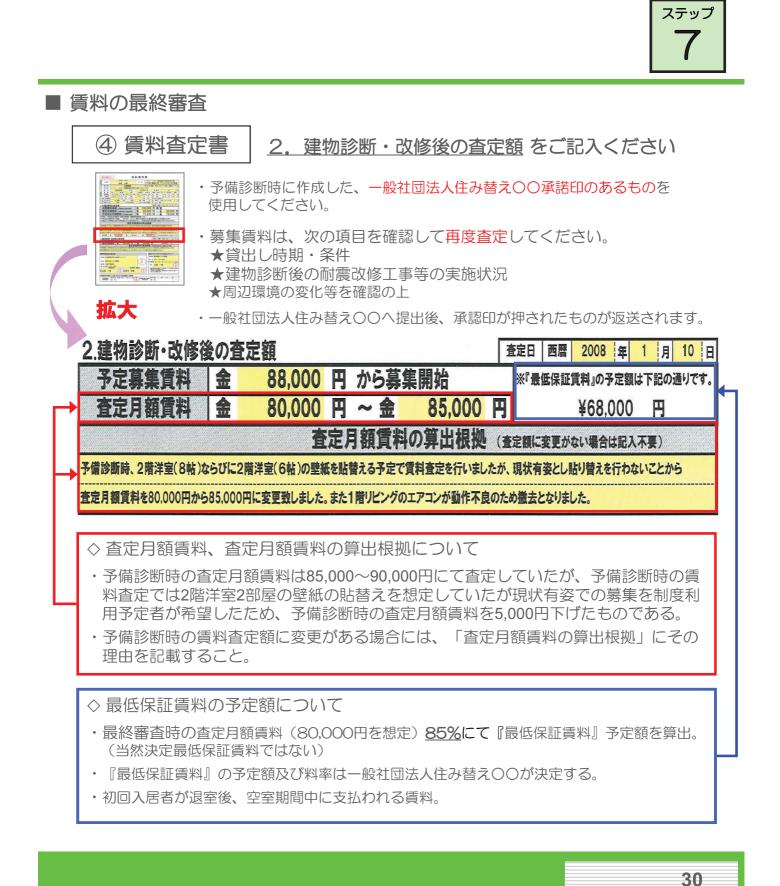




■ 注意事項

- ・工事完了報告書関連の書類は、借上げ対象物件が一般社団法人住み替え〇〇の指定する耐震・劣化基準を満たしていることを証明する書類です。書式・名称・必要書類は診断会社や工事施工会社によって異なります。詳しくは建物診断(耐震診断・劣化診断)マニュアルをご参照ください。
- 入居者退去時のトラブル発生を回避する為、必ず「物件チェックシート」もしくは「建物内部現況確認書」、「物件画像シート」を作成し、貸出直前の物件状態を確認・記録してください。
- ・提出書類確認後、「建物診断(および耐震診断)終了通知書」が発送されます。
- ・「建物診断(および耐震診断)終了通知書」の有効期間は、通知後2年間となります。
- ・一般賃貸と同様に、一般社団法人住み替え〇〇制度契約中に住宅設備等(システム キッチン、給湯器等)のメンテナンス費用が発生することもあります。その際の費用 負担者は制度利用者となりますのでご説明ください。特に、当初借上げ物件が空家で あった場合には、入居契約成立後に住宅設備等のメンテナンス費用が発生することが 多くなっているのでご注意ください。





- 48-

ステップ **7**

31

■ 入居者募集

⑤ 賃貸借斡旋依頼書 (原本)



・「賃貸借斡旋依頼書」は、オーナー様から機構および 協賛事業者へ賃貸借の斡旋を依頼する書類です。

- 入居者募集に必要な条件、許諾・禁止事項、庭木の 剪定のとりきめなどをご確認の上、ご記入ください。
- ・「賃貸借斡旋依頼書」は一般社団法人住み替え〇〇 提出後、承認印が押されたものが返送されます。 その到着をもって、入居者募集を開始してください。

(4) クリーニング費用についての欄は空欄のままで結構です。 最終審査書類を提出していただいた後、一般社団法人住み替え〇〇で金額を記載し、ご返 送します。 (ご参考) ISK 物件の退去精算についてのご案内 入居者負担の退去時クリーニング費用 ISK 物件から お引っ越しをされる際は以下の費用がかかります。 1JTI物件クリーニング費用 Zご入居者様の故意過失による修繕費用 一般社団法人住み替え〇〇物件は入居者様から退去時 にクリーニング費用をいただいております。 ISK 物件クリーニング費用について ①のクリーニング費用につきましては、毎月のお家賃と併せて3年間でお支払いいただく事をお勧めしております。 ・建物 1,050円/㎡ ・エアコン 10,500円/台(契約内容による) 毎月のお支払額は・ しかし退去時にクリーニング費用を支払うことは、次 物件の広さ×1050円 エアコン1台×10500円 の引越しをする賃借人の負担になることが想定されま 物件の広さ 84.27 0 8 す。そこで一般社団法人住み替え〇〇は退去時にかか 円 88.483円 るクリーニング費用(固定)を月々の賃料と同時に引 落しを行い、3年関の定期借家期間終了時にはクリー 831 88.483円 / 36~月 ニング費用の精算が完了する方法を規定しています。 月々のお支払目安 2000円 一般社団法人住み替え〇〇で金額を記入しますので、 契約時お支払い額 16483円 提出時は空欄で結構です。 ※千円未満読数につきましては、契約金と併せてお支払いいただいております

ステップ

■ 家賃受取口座開設

- 1. 賃料受取口座について
 - ・賃料は入居者が決定して初めて支払われることとなります。制度利用者に一般社団法人住み替えののたち支払する賃料は、入居者から一般社団法人住み替えのに支払われた賃料から、 一般社団法人住み替えのの諸経費15%と制度利用者が一般社団法人住み替えのに支払うべき費用等があればこれを控除し、制度利用者が一般社団法人住み替えのの協賛事業者である銀行等に予め開設した専用口座に振り込まれます。本来であれば、制度利用者が現在利用している生活口座に振り込むことが一番なのですが、そうなると全国の金融機関を対象に送金を実施出来る体制を構築する必要がある他、送金手数料が掛かります。そのため現在のところ、 一般社団法人住み替えのを最小限の人員で効率的に運営するためには、賃料受取口座は一般 社団法人住み替えの1指定提携金融機関である00銀行普通預金口座に限定しております。この点について丁寧に説明する必要があります。
 - ※一般社団法人住み替え〇〇賃料を担保にした金融商品(一般社団法人住み替え〇〇提携ローン)をご利用の場合、利用先の一般社団法人住み替え〇〇協賛金融機関の口座を賃料受取口座にして頂く必要があります。〇〇銀行以外の一般社団法人住み替え〇〇協賛金融機関の一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用する際はご注意下さい。
 - ・借り上げ後も利用者は固定資産税等を納付したり、賃貸人として修繕費用等を負担する義務が あることから、無理なく円滑な支払いを確保する為、<u>万が一の場合に備えて制度利用者には原 則として安心借入枠(当座貸越枠)の設定申込みを一般社団法人住み替え〇〇からお願いして</u> おります。これは当初の見込み受取賃料の約3ヶ月分程度の貸出し枠(当座貸越枠)を設定す るものです。

※提携金融機関の審査の結果、設定できない場合もございます。

- ・住みかえ先住所でのお申込みとなりますので、住所変更後のお手続きとなります。住みかえが 伴わない場合、一般社団法人住み替え〇〇提携ローンを利用する場合には、現住所でのお手 続きになることもございますので一般社団法人住み替え〇〇指定提携金融機関にご確認下さい。
- ・口座開設申込書類(ファイナンスパック)をHLPから制度利用申込者に渡す場合には、<u>開封せ</u> <u>ず</u>そのままお渡し下さい。
- 2. 口座作成手続きについて

《制度利用までの流れ》

会員登録

談

事前相

- ・賃料受取口座の開設は、入居者が決定し借上げ契約が成立し <u>た後</u>となります。口座開設申込書類は一般社団法人住み替え 〇〇から一般社団法人住み替え〇〇指定提携金融機関に送付 するよう依頼しますので、書類が必要となりましたら先ずは 一般社団法人住み替え〇〇までご連絡ください。
- ・一般社団法人 住み替え〇〇 提携ローンを利用する場合、口座 作成手続きはローン審査時に金融機関より直接ご説明がございます。



-般社団法人 住み替え〇〇 提携ローン利用時 追加提出書類



■ 一般社団法人 住み替え〇〇 提携ローン利用時 追加提出書類について

通常、最初の入居者が決定し初めて「一般社団法人 住み替え〇〇 借上げ制度」が成立 しますが、一部の一般社団法人 住み替え〇〇 提携ローンを利用する場合、入居者が決 定していないにも係わらず(まだ制度利用者が借上げ対象住宅に居住中に)提携金融機 関より住宅借上げ制度契約に関する「承認通知書」(契約成立時に一般社団法人 住み替 え〇〇 が発行)の提出を求められることがございます。

その場合には、通常の最終審査時提出書類に加えて下記書類の提出が必要となります。

※提携金融機関より指示があります

⑥ 賃貸住宅入居申込書(制度利用者=入居者)

- ◇ 一部提携ローン利用時で必要な場合のみ ◇
 - ・先ず、最終審査時の書類提出前に記入し 一般社団法人住み替え〇〇にFAXする。

・一般社団法人 住み替え〇〇からの承認通知 (電話)を確認後、通常の最終審査時の提出書類を 共に原本を一般社団法人 住み替え〇〇に提出する。

⑦ 定期建物賃貸借契約書(制度利用者=入居者)

- ◇ 一部提携ローン利用時で必要な場合のみ ◇
 - ・最終審査時に通常の最終審査時の提出書類 と共に一般社団法人住み替え〇〇に提出する。
 - ・専用書式があるので、通常の定期建物賃貸 借契約書を使用しないよう注意すること。

≪ 賃貸住宅入居申込書 ≫



≪ 定期建物賃貸借契約書 ≫ (制度利用者 = 入居者)



一般社団法人 住みかえ〇〇〒102-〇〇〇〇東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇ビル

TEL :03-XXX-XXX (平日のみ/O時~O時) FAX :03-XXX-XXXX URL :<u>http://www.isk.OO.jp</u>